

# 五戸町 第2次障がい者計画

計画期間 平成25年度～平成34年度

平成25年3月

青森県五戸町



## はじめに

本町では平成15年3月に「障害者基本計画」、平成19年3月には「障害福祉計画」を策定し、両計画に基づいて障がい者に対する福祉施策を推進してまいりました。

この間、国では、平成18年4月に障害者自立支援法を施行し、平成25年4月に障害者総合支援法への改正を進めるなど、障がい者を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。

このような状況の中、現在の計画に法制度を反映させ、今後、推進していく障がい者に対する福祉施策について、様々な視点や論点から検討し、平成25年度から34年度までの10か年を計画期間とする「五戸町第2次障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、「ともに認めあい、支えあう共生のまち・五戸」を基本理念に掲げ、障がいの有無にかかわらず「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、「共生社会」の現実に向けた障がい者施策の展開を図るものであります。

今後とも、町の将来像である『みんなで創る、活気あるまち「ごのへ」』を目指し、国や県、町民の皆様方と本計画の実現に向け努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、多大なご尽力を頂きました五戸町地域自立支援協議会委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力を頂きました皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

五戸町長 三浦 正名



# 目次

第1章	計画の策定にあたって	3
1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	「障害者」「障害」の表記について	5
第2章	障がい者を取り巻く現状と課題	9
1	人口等の推移	9
(1)	総人口の推移	9
(2)	障がい者の状況	10
2	障がい者数の将来推計	15
(1)	総人口の推計	15
(2)	障がい者数の推計	16
3	障害福祉サービスの実施状況	18
(1)	訪問系サービス	18
(2)	日中活動系サービス	18
(3)	居住系サービス	19
(4)	相談支援	19
4	地域生活支援事業の実施状況	20
(1)	必須事業	20
(2)	任意事業	21
5	調査結果からみた課題等	22
6	課題に対する対応策	24
第3章	計画の基本理念等	27
1	基本理念	27
2	基本方針	28
3	施策の体系図	30
第4章	施策の展開	39
I	啓発・広報	39
1	町民・ボランティアによる地域福祉活動の推進	40
2	福祉教育の推進	41
3	啓発・広報活動の推進	42
4	公共サービス従事者の障がい者理解の推進	43
II	生活支援	44
1	ニーズに合った福祉サービスの提供	45
2	経済的支援の充実	48

3	相談支援体制の充実	50
4	障がい者団体への支援	53
5	権利擁護※の推進	54
6	スポーツ・文化芸術活動の振興	55
Ⅲ	生活環境	56
1	歩行空間のバリアフリー化の推進	57
2	建築物のバリアフリー化の推進	58
3	防犯・交通安全対策	59
4	防災対策・災害時支援	60
Ⅳ	教育・育成	62
1	専門機関での療育・教育の実施	63
2	一貫した教育支援	64
Ⅴ	雇用・就業	65
1	就労移行支援の充実	66
2	働く場の確保と就労継続支援	67
Ⅵ	保健・医療	68
1	健康づくりによる予防・早期発見	69
2	障がいに対する適切な医療の実施	70
Ⅶ	情報・コミュニケーション	72
1	コミュニケーション支援の充実	73
2	情報提供の充実	74
第5章	計画の点検・評価	77
1	計画の推進体制	77
2	計画の点検・評価	77
(1)	点検・評価の考え方	77
(2)	点検・評価の体制	77
資 料 編		81
1	アンケート調査結果（抜粋）	81
(1)	調査実施の概要	81
(2)	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者	82
2	用語の解説	93
3	五戸町地域自立支援協議会設置要綱	98
4	五戸町地域自立支援協議会委員名簿	99



## 第1章

# 計画の策定にあたって





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

昭和23年(1948年)国連において、「世界人権宣言<sup>※</sup>」が採択され、これ以降、障がい者の「完全参加と平等」の実現を目指して各種の国際年行事、宣言など人権尊重、差別撤廃に向けた取組みがなされてきました。

わが国では、昭和45年(1970年)に「障害者基本法<sup>※</sup>」が制定、平成14年(2002年)には「障害者基本計画<sup>※</sup>」が策定され、共生社会の実現に向けて各分野で法制度の改正などが推進されてきました。平成18年(2006年)には国連で「障害者権利条約<sup>※</sup>」が採択され、わが国は平成19年(2007年)に同条約に署名しました。平成23年(2011年)8月には、同条約の締結に向けた国内法整備の一環として「障害者基本法<sup>※</sup>」が一部改正され、障がい者の定義の中で、精神障がいに発達障がい<sup>※</sup>を含むことが明記されました。また、平成24年(2012年)10月に「障害者虐待防止法<sup>※</sup>」が施行され、さらには「障害者差別禁止法(仮称)<sup>※</sup>」の制定に向けた検討が進められています。

また、平成18年(2006年)には「障害者自立支援法<sup>※</sup>」が施行され、障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化し、障がい者の「保護」から「地域の中での自立<sup>※</sup>した生活の支援<sup>※</sup>」へと障がい者施策の大きな転換がなされました。しかし、受けたサービスに応じ対価を払う応益負担の実施は、低所得者や重度障がい者のサービス利用を妨げるなどの理由から、「障害者自立支援法<sup>※</sup>」を廃止し、制度の谷間がなくサービスの利用者負担を応能負担とする「障害者総合支援法<sup>※</sup>」が平成24年(2012年)に制定され、翌年4月から施行されます。

青森県では、平成21年(2009年)に「青森県障害者計画」を改訂した「新青森県障害者計画」が策定され、障がい者に係わる福祉施策が推進されています。

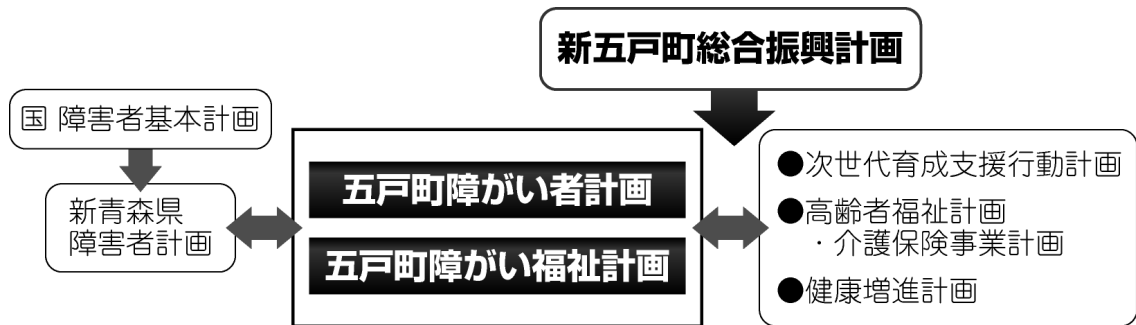
本町においては、平成15年(2003年)に「五戸町障害者基本計画(五戸ふれあい共生プラン)」を策定し、『ともに認めあい、支えあう共生のまち・五戸』のキャッチフレーズのもと、町民協働で幅広い分野にわたる障がい者福祉施策を推進してきました。

これまでの取組みの成果や国の障がい者制度改革に向けた新たな動き、そして本町の将来のあるべき姿を視野に入れ、障がい者の自立や社会参加に向けた施策の一層の推進を図るため、今後の障がい者施策についての基本的方針を定める「五戸町第2次障がい者計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」「重点施策実施5か年計画\*」、青森県の「新青森県障害福祉計画」、町の上位計画である「新五戸町総合振興計画」及び各分野における関連計画との調整を図りながら策定しました。また、本計画に基づく施策の推進にあたっては、各計画に係る関係機関と連携し実施します。

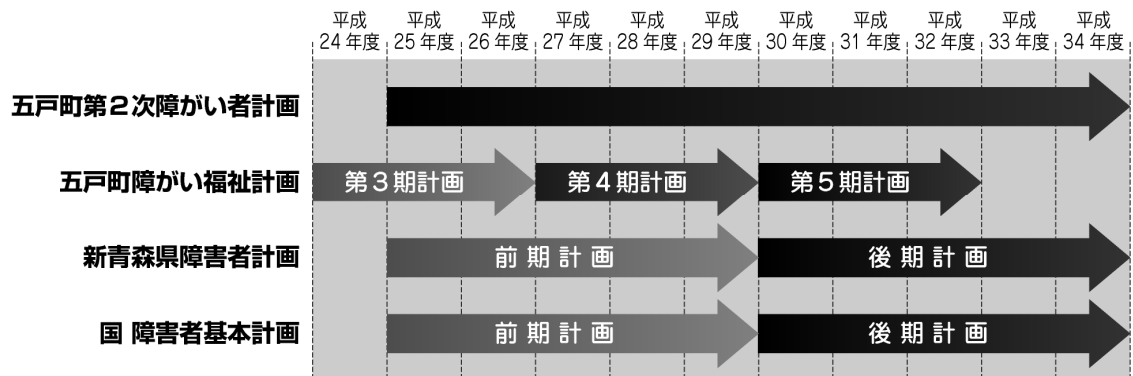
図 1-1 計画の位置づけ



## 3 計画の期間

「五戸町第2次障がい者計画」は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 10 年間で計画期間とします。ただし、国及び県の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要がある場合は計画期間内においても見直しを行います。

図 1-2 計画の期間



## 4 「障害者」「障害」の表記について

近年、障がい者の位置付けが社会の中で健常者と対等とも言えるものになって来ていることから、「障害者」という表記は好ましくないという論争が起こっています。「障害者」という表記の「害」という字には、悪い影響という意味があります。

「障害者」は、「障害」という不自由な部分を抱えているため、普通と言われている生活が困難になる人を言います。邪魔をして悪い影響がある人ではないのです。そうしたことから、害という字を使うのは好ましくないという声が、近年強く出されるようになりました。

「障害者」という表記に偏見や差別、不快を感じる人もいるのではないかという見解から、都道府県や市町村における公文書や広報紙などでも、「障がい者」という表記に改めているところも出て来ています。また、「障害者」を対象にした支援<sup>\*</sup>を行っている団体や民間企業などにおいても、「障害者」に対して配慮する意味合いから、「障がい者」という表記での文章作成を行っているところが増えて来ています。

こうした動きから、本計画においても国・県・町が定めた法律・条例の名称や事業名を除いて「障がい者」「障がい」という表記としました。





## 第2章

# 障がい者を取り巻く現状と課題



## 第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

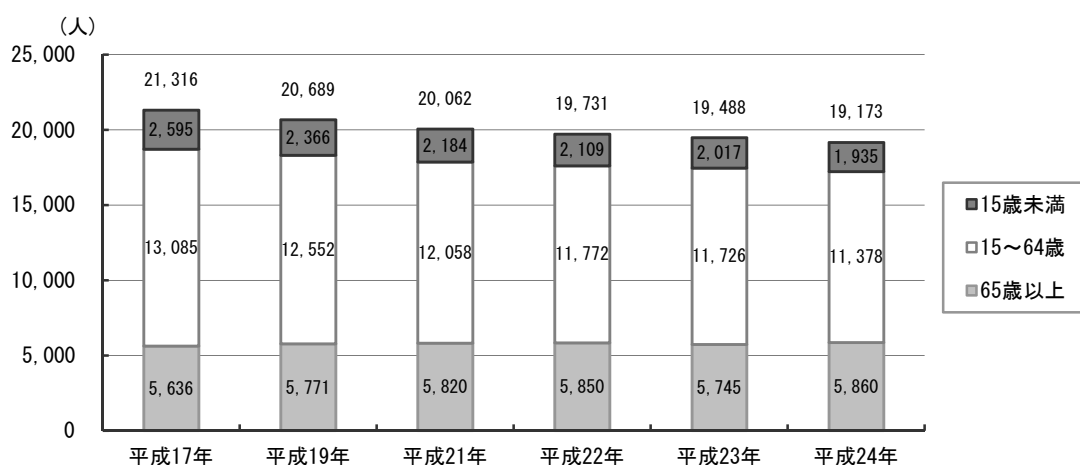
### 1 人口等の推移

#### (1) 総人口の推移

本町の総人口の推移を見ると、平成17年の21,316人から平成24年の19,173人と2,143人（減少率10.1%）減少しています。この7年間に於いて65歳以上が224人増加する一方で、64歳以下が2,367人減少しています。特に15歳未満の減少率が大きく、少子高齢化が大きく伸展しています。

また、高齢化率では、平成17年の26.4%から平成24年の30.6%と4.2ポイント上昇し、国や青森県の高齢化率を上回っています。

図表 2-1 総人口の推移



単位：人

	平成17年	平成19年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総人口	21,316	20,689	20,062	19,731	19,488	19,173
15歳未満	2,595	2,366	2,184	2,109	2,017	1,935
15～64歳	13,085	12,552	12,058	11,772	11,726	11,378
65歳以上	5,636	5,771	5,820	5,850	5,745	5,860
高齢化率	26.4%	27.9%	29.0%	29.6%	29.5%	30.6%

住基データ：平成17～24年（各年4月1日）

## (2) 障がい者の状況

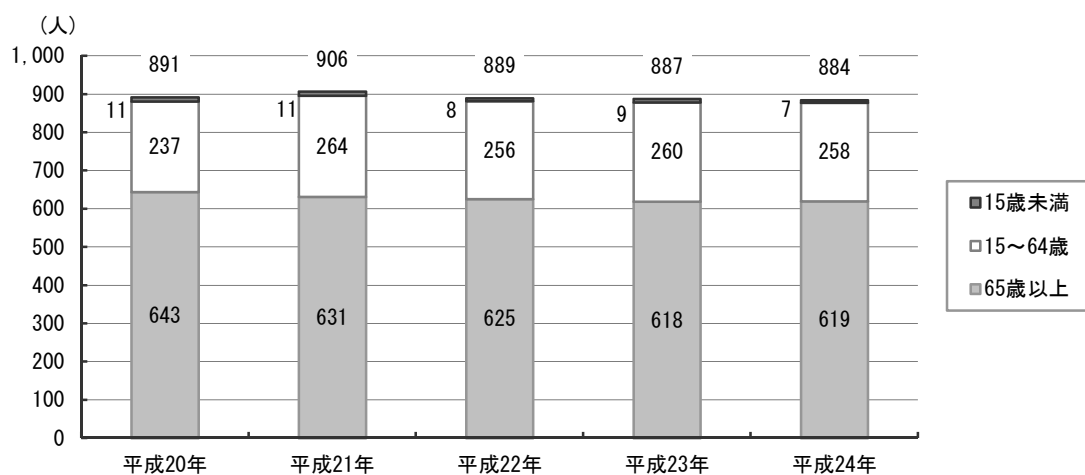
### ① 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者は、平成20年の891人から平成24年の884人とやや減少しています。この4年間で65歳以上が24人、15歳未満が4人減少する一方で、15～64歳が21人増加しています。

障がい種類別で見ると、「肢体不自由」が59.5%で最も多く、次いで「内部障がい※」が28.6%、「視覚障がい」が5.8%、「聴覚・平衡機能障がい」が5.0%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.1%の順となっています。

また、障がい程度では、「1級」が46.7%で最も多く、次いで「4級」が15.6%、「2級」が15.0%、「3級」が14.3%の順となり、「5級」と「6級」はごく少数となっています。

図表 2-2 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移



単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計	891	906	889	887	884
65歳以上	643	631	625	618	619
15～64歳	237	264	256	260	258
15歳未満	11	11	8	9	7

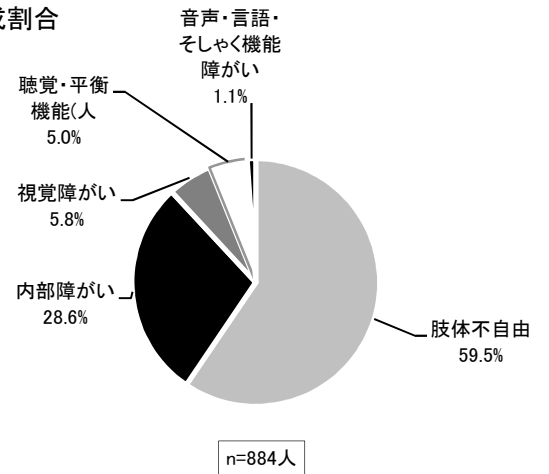
各年4月1日



図表 2-3 障がい種類別身体障害者手帳所持者の構成割合

	人	%
肢体不自由	526	59.5%
内部障がい※	253	28.6%
視覚障がい	51	5.8%
聴覚・平衡機能障がい	44	5.0%
音声・言語・そしゃく機能障がい	10	1.1%

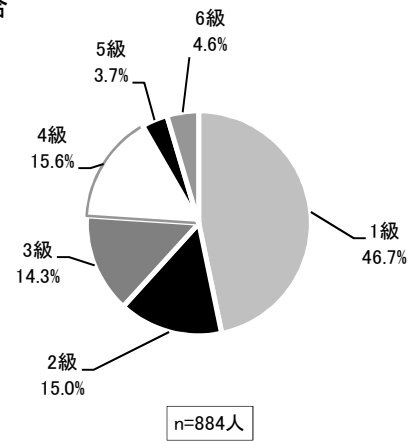
平成 24 年 4 月 1 日



図表 2-4 障がい程度別身体障害者手帳所持者の構成割合

	人	%
1級	413	46.7%
2級	133	15.0%
3級	126	14.3%
4級	138	15.6%
5級	33	3.7%
6級	41	4.6%

平成 24 年 4 月 1 日

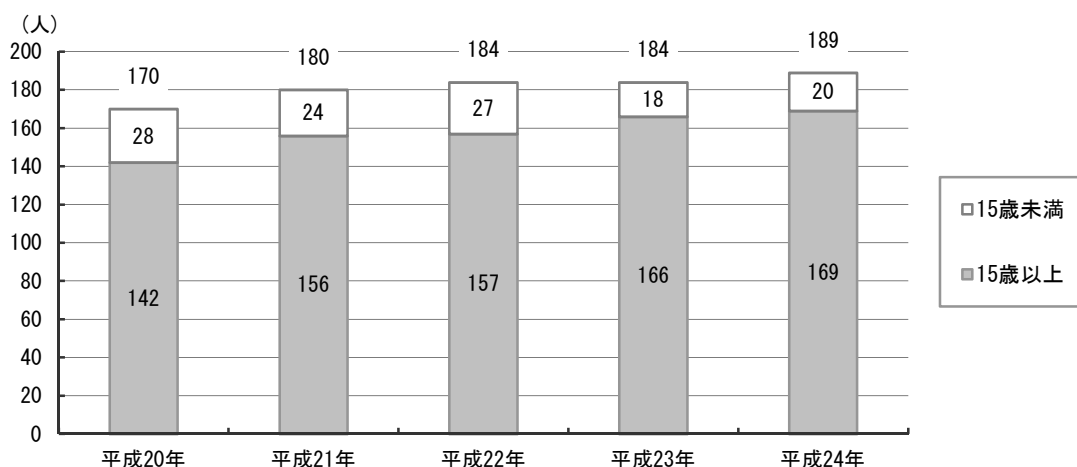


## ② 知的障がい者の状況

愛護（療育）手帳の所持者は、平成 20 年の 170 人から平成 24 年の 189 人と 19 人増加しています。この 4 年間に於いて 15 歳以上が 27 人増加する一方で、15 歳未満は 8 人減少しています。

障がい程度を見ると、平成 24 年では「B」が 69.3%、「A」が 30.7%でした。

図表 2-5 年齢階層別愛護（療育）手帳所持者数の推移



単位：人

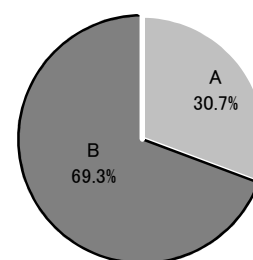
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
合 計	170	180	184	184	189
15 歳以上	142	156	157	166	169
15 歳未満	28	24	27	18	20

各年 4 月 1 日

図表 2-6 障がい程度別愛護（療育）手帳所持者の構成割合

	人	%
A（最重度・重度）	58	30.7%
B（中度・軽度）	131	69.3%

平成 24 年 4 月 1 日



n=189人

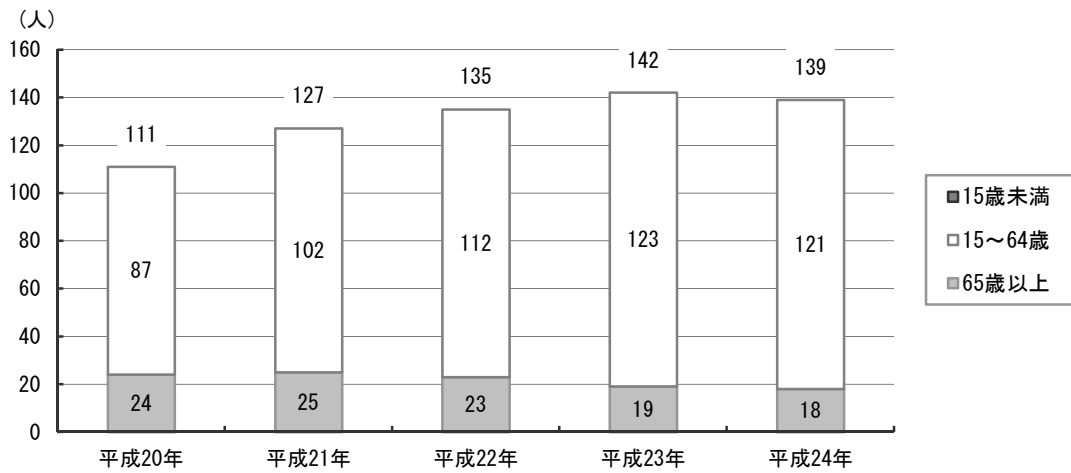
### ③ 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成20年の111人から平成24年の139人と増加しています。この4年間で65歳以上が6人減少する一方で、15～64歳が34人増加しています。

障がい程度を見ると、「1級」が54.7%で最も多く、次いで「2級」が39.6%、「3級」は5.8%の順となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成20年の195人から平成24年の235人と40人増加しています。

図表 2-7 障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計	111	127	135	142	139
65歳以上	24	25	23	19	18
15～64歳	87	102	112	123	121
15歳未満	0	0	0	0	0

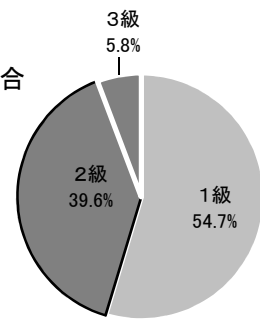
各年4月1日



図表 2-8 障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成割合

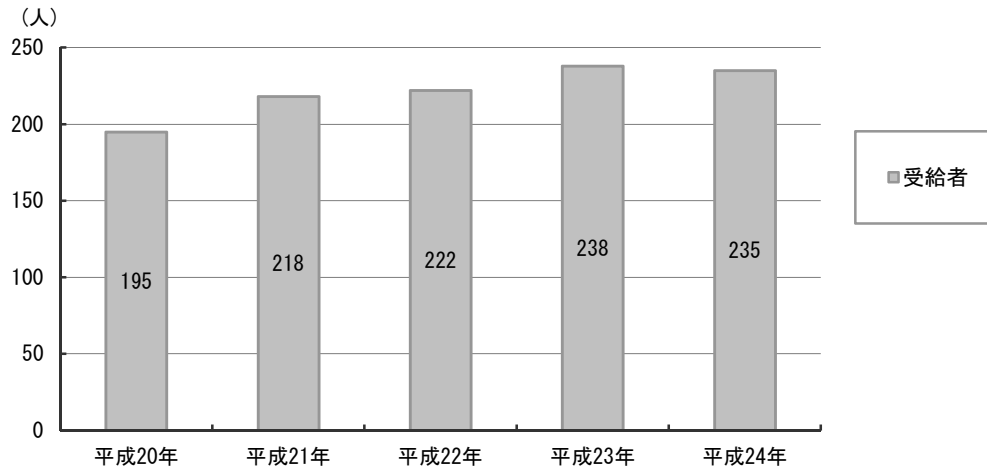
	人	%
1級	76	54.7%
2級	55	39.6%
3級	8	5.8%

平成 24 年 4 月 1 日



n=139人

図表 2-9 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



単位：人

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
合 計	195	218	222	238	235

各年 4 月 1 日

## 2 障がい者数の将来推計

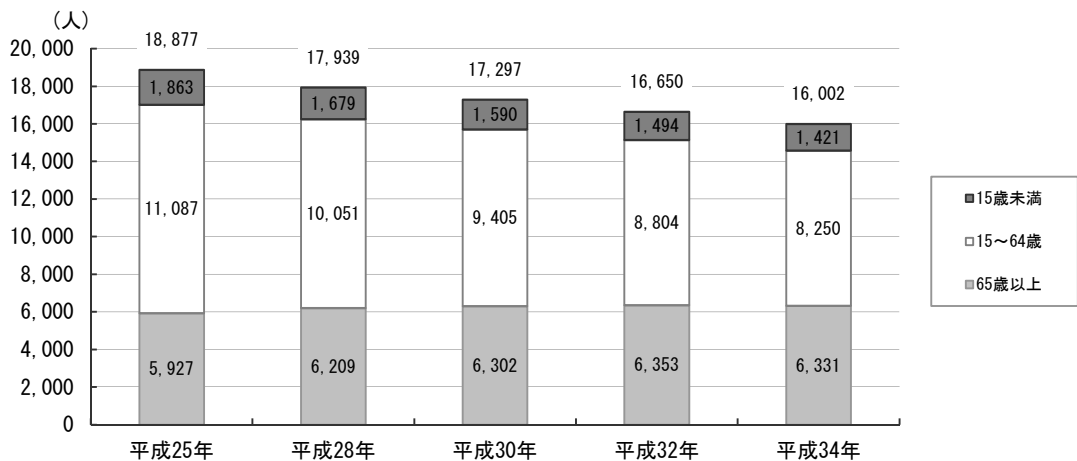
### (1) 総人口の推計

人口推計の結果から見ると、本町では平成25年の18,840人から10年後の平成34年には16,028人となり、2,812人（14.9%）の減少が予測されています。

65歳以上では、平成25年の6,034人から平成34年には6,292人となり、258人（4.3%）の増加が見込まれています。その15歳未満では、1,820人から1,415人と405人（22.3%）の減少が見込まれており、今後とも少子高齢化が続くことが予測されています。

また、15～64歳の生産人口でも同様に、10,986人から8,321人となり2,665人（24.3%）の大きな減少が予測されています。

図表 2-10 総人口の推計



単位：人

	平成25年	平成28年	平成30年	平成32年	平成34年
総人口	18,877	17,939	17,297	16,650	16,002
65歳以上	5,927	6,209	6,302	6,353	6,331
15～64歳	11,087	10,051	9,405	8,804	8,250
15歳未満	1,863	1,679	1,590	1,494	1,421
高齢化率	31.4%	34.6%	36.4%	38.2%	39.6%

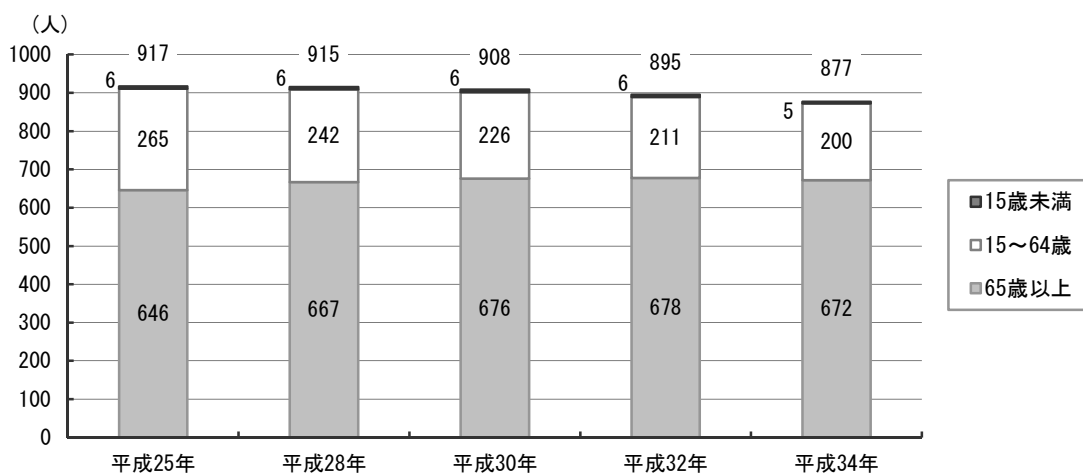
住基データ（平成21～24年、各年4月1日）を基に人口推計

## (2) 障がい者数の推計

### ① 身体障害者手帳所持者数の推計

身体障害者手帳所持者数の推計を見ると、平成 25 年の 917 人から平成 34 年には 877 人となり、40 人（4.4%）の減少が見込まれています。65 歳以上が増加傾向である反面、64 歳以下は減少すると予測されています。

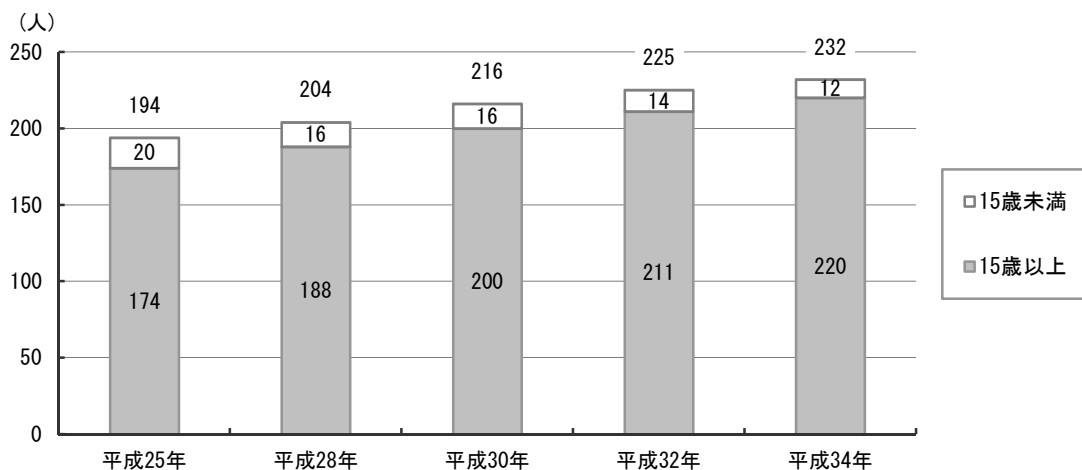
図 2-11 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推計



### ② 愛護（療育）手帳所持者数の推計

愛護（療育）手帳所持者数の推計を見ると、平成 25 年の 194 人から平成 34 年には 232 人となり、38 人（19.6%）の増加が見込まれています。15 歳以上が増加する一方、15 歳未満は減少することが予測されています。

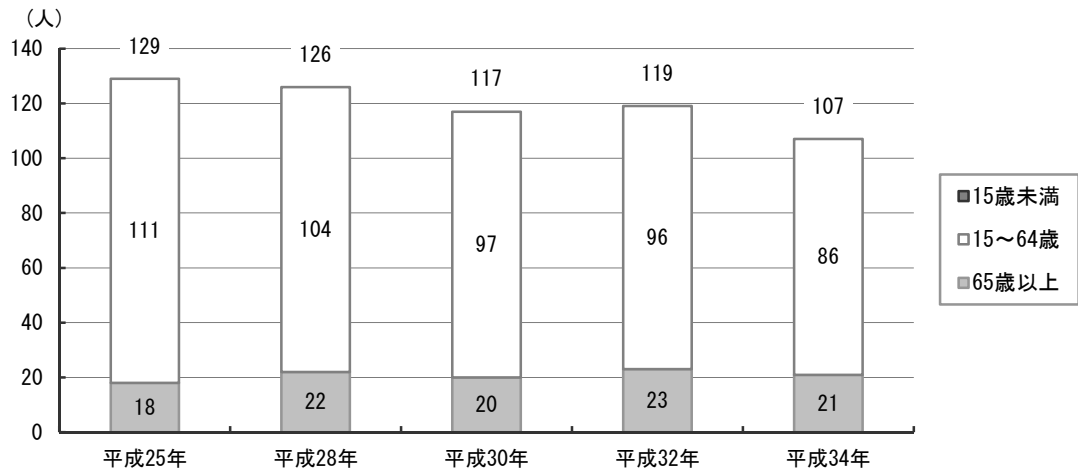
図 2-12 年齢階層別愛護（療育）手帳所持者数の推計



### ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計を見ると、平成25年の129人から平成34年には107人となり、22人（17.1%）の減少が見込まれています。65歳以上は平成28年以降横ばい、15～64歳は減少することが予測されています。

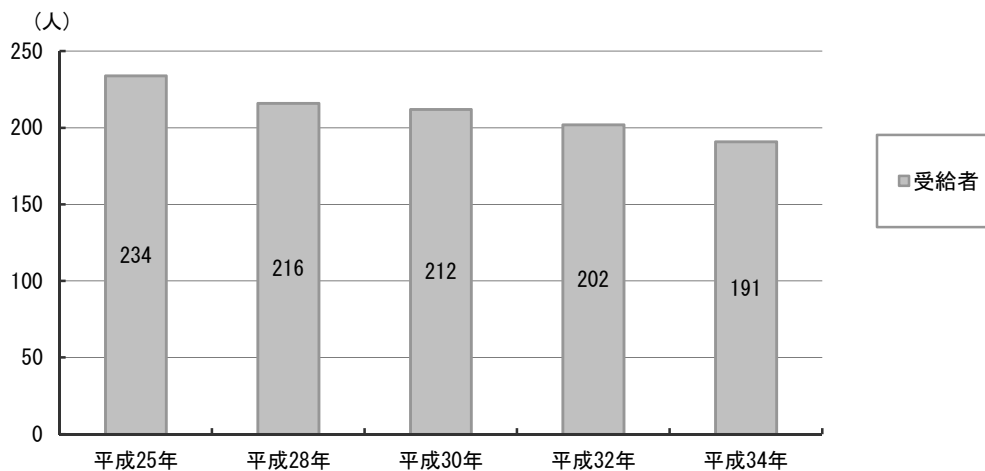
図 2-13 障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計



### ④ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推計

自立支援医療（精神通院）受給者数の推計を見ると、平成25年の234人から平成34年には191人となり、43人（18.4%）の減少が見込まれています。

図 2-14 自立支援医療（精神通院）受給者数の推計



### 3 障害福祉サービスの実施状況

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、以下のとおりとなっています。

表 2-15 訪問系サービス

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護	居宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスを提供します。
重度訪問介護	「居宅介護」に加え、外出時の移動中の介護等を総合的に行うサービスを提供します。
行動援護	行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等を行うサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の援助を行います。

#### (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、以下のとおりとなっています。

表 2-16 日中活動系サービス

サービスの種類	サービスの概要
生活介護	常時介護を必要とする方に対し、地域や入所施設において、食事・入浴・排せつ等の介護や、創作的活動または軽作業等の生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生産能力の維持・向上を図るための身体的リハビリテーション <sup>*</sup> や家事等の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の支援を行います。
就労移行支援	一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識および能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、事業所内や企業等において作業や実習を実施し、適正にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援A型（雇用型）	事業所内において、雇用契約に基づいて就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行に向け必要な支援、指導等を行います。



サービスの種類	サービスの概要
就労継続支援B型（非雇用型）	事業所内において就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行へ向け必要な支援、指導等を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護、機能訓練や日常生活上の相談支援、声かけや聞き取り等のコミュニケーション支援を行います。
短期入所	障害者支援施設等への短期間の入所により、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

### （3）居住系サービス

居住系サービスは、以下のとおりとなっています。

表 2-17 居住系サービス

サービスの種類	サービスの概要
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	主に夜間に共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事等の介護・日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

### （4）相談支援

平成 24 年度から「相談支援」が「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の3種類に分類されました。サービス内容は、以下のとおりとなっています。

表 2-18 相談支援

サービスの種類	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整や計画の見直しを行います。



サービスの種類	サービスの概要
地域移行支援	施設入所または精神科病院に入院している障がい者について、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、その他必要な支援を行います。

## 4 地域生活支援事業の実施状況

### (1) 必須事業

必須事業のサービス内容は、以下のとおりとなっています。

表 2-19 必須事業

サービスの種類	サービスの概要
障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利譲渡のために必要な援助等を行い、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方と、その他の方の意思疎通を仲介するため、手話通訳者または要約筆記者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具、入浴や移動等の自立生活を支援する自立支援用具、またはストマ用装具等の排せつ管理支援用具等、快適な日常生活を支援するための用具を給付または貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者および障がい児が、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を必要とする場合に、車椅子やストレッチャーのまま乗降できる福祉車両による移送を行う車両移送支援、ヘルパー等によるマンツーマンでの付き添いや移動介護を行う個別移動支援等を行います。
地域活動支援センター基礎的事業	地域で生活する障がい者の日中活動の場として地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種交流活動への参加支援等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	精神保健福祉士等の専門職員の配置、機能訓練や社会適応訓練等を実施することにより、地域活動支援センターの機能の強化を図ります。人員配置等の基準によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。

## (2) 任意事業

任意事業のサービス内容は、以下のとおりとなっています。

表 2-20 任意事業

サービスの種類	サービスの概要
福祉ホーム事業	現に居住を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームについて、運営法人に経費の一部を補助することにより、福祉ホームを利用する障がい者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。本町では実施していません。
更生訓練費給付事業	就労移行支援または自立訓練を利用している方に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業または就労継続支援事業を利用している方が、就職により施設を退所する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高めます。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および一時的な休息を図ります。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者が普通自動車免許を取得するのに要する経費を助成し、就労等社会活動への参加を促進します。
自動車改造費助成事業	身体障がい者が就労等に伴い、自らが所有・運転する自動車を改造するのに要する経費を助成し、障がい者の福祉の増進、社会復帰の促進を図ります。

## 5 調査結果からみた課題等

アンケート調査は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方々の生活実態や今後への要望などを把握し、計画に反映するために実施しました。その調査結果からみた課題は以下のとおりです。

### 課題1 相談窓口や情報提供の充実

- 障がい者が生活をしていく上で悩みや困ったことを相談する相手は、「家族・親戚」が最も多くなっています。公的機関の中では「福祉施設や作業所の職員」以外は相談する相手として少数であるため、公的機関が相談窓口となれるような体制の整備が必要です。
- 災害時の支援体制では、「災害発生の連絡」が3位となっており、災害時の情報提供のあり方の検討が必要です。
- 障がい者が地域で自立した生活を送るための取り組みでは、「相談窓口や情報提供の充実」が最も多く要望されています。

### 課題2 障がいへの理解や交流の促進

- 障がい者が地域で差別を感じるものの有無では、「とても感じる」「どちらかといえば感じる」をあわせると3障がい者ともに1~2割台いるため、今後とも障がい者への差別解消に向けた取り組みが必要です。
- 障がい者に対する住民の理解度では、「あまり理解されていない」「まったく理解されていない」をあわせると3障がい者ともに2~3割台いるため、今後とも障がい者への理解に向けた交流事業の取り組みなどがが必要です。
- 障がい者が地域や社会へ積極的に参加するためには、「地域や社会が障がいや障がい者に対する理解を深める」「障がい者が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やす」を多くあげています。
- 障がい者が地域で自立した生活を送るための取り組みでは、「障がいへの理解や交流の促進」が多く要望されています。

### 課題3 障がい者が利用しやすい公共施設・交通機関等の整備

- 外出するときに困ったり不便を感じることで、「歩道、道路、出入口に段差がある」「階段の昇降が困難である」「乗車券の購入・料金の支払いが困難である」をあげています。
- 障がい者が地域や社会へ積極的に参加するためには、「障がい者が使いやすい施設を整備する」「移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備する」をあげています。

○障がい者が地域で自立した生活を送るための取り組みでは、「段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備」が多く要望されています。

#### 課題4 障がい者の就労に向けた支援<sup>\*</sup>や雇用環境の整備

○障がい者の就労状況をみると、身体・精神障がい者が1割台、知的障がい者が3割台と少なく、就労率向上に向けた取り組みが必要です。

○障がい者が働くために重要な取り組みでは、知的・精神障がい者ともに、「就職先の紹介等の支援<sup>\*</sup>」「就職に必要な知識・技術等の取得」「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」「企業、上司、同僚の理解」をあげています。

○障がい者が地域で自立した生活を送るための取り組みでは、「企業などでの就労に向けた支援<sup>\*</sup>や雇用環境の整備」が多く要望されています。

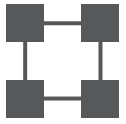
#### 課題5 災害時における障がい者への避難対応

○災害時に不安に思うことでは、「避難所まで行けないこと」が最も多く、次いで「必要な医療や薬が手に入らないこと」「避難所で他の人と生活できないこと」の順にあげられているため、災害時における障がい者への避難支援が必要です。

○災害時に希望する支援体制でも、「避難所への誘導」が最も多く、次いで「障がい者に配慮した避難所運営」「災害発生の連絡」の順にあげられています。

## 6 課題に対する対応策

調査結果からの課題	課題解決のための対応策
課題1 相談窓口や情報提供の充実	II-3-1 相談の連携 II-3-2 専門相談窓口の充実 VII-2-1 情報提供の充実 VII-2-2 障がい者に配慮した情報提供
課題2 障がいへの理解や交流の促進	I-2-1 福祉体験や講演会の実施 I-2-2 日常生活のなかでの障がいへの理解の促進 I-3-1 広報紙による啓発 I-3-2 講演会の実施 I-4-1 障がいに関する理解促進 I-4-2 専門研修の積極的な活用
課題3 障がい者が利用しやすい公共施設・交通機関等の整備	II-4-1 公共施設などの利用 III-1-1 道路・歩行空間のバリアフリー化 III-1-2 公共交通機関や公園・広場の環境整備 III-2-1 建築物のバリアフリー化
課題4 障がい者の就労に向けた支援 <sup>*</sup> や雇用環境の整備	V-1-1 就労移行の促進 V-2-1 就労継続支援の利用促進
課題5 災害時における障がい者への避難対応	III-4-1 防災対策の推進 III-4-2 災害時の避難支援 III-4-3 避難所の設置



## 第3章

### 計画の基本理念等







## 第3章 計画の基本理念等

### 1 基本理念

本町では、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション<sup>※</sup>」と、障がい者の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション<sup>※</sup>」という2つの理念を踏まえ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう「共生社会」の実現をめざしてきました。

障がい者の生活については、日常生活における質的な向上とともに、一人の町民として自立や社会参加への意識が強まっているなかで、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、共に自立した地域社会の構成員として認め、支えあうことが重要です。

本計画では、前計画の基本理念を引き継ぎ、地域での助け合いと公的な支援<sup>※</sup>を両輪とした、誰もが穏やかに暮らしていける地域社会の構築をめざし、基本理念も引き続き「ともに認め合い、支えあう共生のまち・五戸」とします。

#### ▼基本理念

**ともに認めあい、支えあう共生のまち・五戸**

## 2 基本方針

アンケート調査結果や障がい者の現況からみた課題と、基本理念の実現に向けた施策推進のあり方を整理し、下記のように本計画の基本方針を設定しました。

### 基本方針 1 きめ細やかな相談支援体制の確立

---

- 行政の窓口だけではなく、身近な地域での社会資源を活用した相談窓口の設置を推進していきます。
- 自らが必要なサービスを選択し、決定し、事業者や施設と対等な立場に立って契約を結ぶために、個々の生き方や生活状況に合わせたケアマネジメント※による相談支援体制を整備していきます。
- 精神障がい者や発達障がい者、難病※患者にとって、治療を担う医療機関や専門的相談を担う保健所など、関係機関の連携が不可欠であるため、関係機関の連携の構築を図るとともに、行政のコーディネーターとしての役割の強化と当事者活動などとの協働の視点も組み入れて推進していきます。

### 基本方針 2 住み慣れた地域における自立生活への支援※

---

- 住み慣れた地域に暮らすことは、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会における人と人とのつながりのなかで、自分らしい生き方を求めることです。
- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者※を含む。）、難病※患者、その他の心身の機能の障がい者など、日常生活や社会参加や活動に相当の制限を受ける人に対する支援※に向けて、町民への障がいに対する正しい理解の徹底を図り、共生社会実現という目標を共有します。また各関係機関と連携した個々のライフステージに即した自立支援システムをより充実していきます。

### 基本方針 3 だれもが住みやすいまちづくり

---

- 公共施設などの建物や「まち」は、様々な人が集まり、様々な人が利用するところです。障がい者、高齢者や若者、子どもや妊婦など誰もが利用できる建物やまちの実現には、様々な人のニーズを把握することが不可欠です。施設やまちづくりの設計も含めたデザイン段階からの情報開示性の強化や、様々な人が参加し協議できる機会をより多く設けていきます。

#### 基本方針4 就労率向上に向けた取り組み

○就職を希望する障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じた、雇用と福祉の関係機関との連携の下、就業支援と生活支援の担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援<sup>※</sup>を行えるような体制を整えていきます。

#### 基本方針5 災害時における支援体制の確立

○災害時には、障がい者自身や家族による「自助」、近隣住民などによる「共助」が重要となります。さらに、日頃から地域住民、民生委員児童委員、介護関係者などが安否確認や必要な支援<sup>※</sup>をしていくなど、災害時に支援<sup>※</sup>の輪から漏れないよう、一人の要援護者に対して複数の支援者を定めるなどの地域の見守りネットワークを中心とする互助による支援体制を整備していきます。

○災害時において、地域と連携し迅速に要援護者の支援<sup>※</sup>が行えるよう、「災害時要援護者支援制度<sup>※</sup>」の実施が必須となります。そのため、情報伝達体制や障がい者に配慮した避難所の環境整備など、災害時における要援護者の避難行動や避難生活を支援<sup>※</sup>する体制を整えていきます。

### 3 施策の体系図

基本理念

ともに認めあい、支えあう共生のまち・五戸

#### I 啓発・広報

##### 1 町民・ボランティアによる地域福祉活動の推進

###### 1-1 町民ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンター事業【継続】
- ② ほのほのコミュニティ21推進事業【継続】

##### 2 福祉教育の推進

###### 2-1 福祉体験や講演会の実施

- ① 共同募金配分事業【継続】

###### 2-2 日常生活のなかでの障がいへの理解の促進

- ① 高齢者疑似体験及び車椅子体験【継続】
- ② 福祉バザーの開催【継続】
- ③ ふれあいフェスティバルの開催【継続】

##### 3 啓発・広報活動の推進

###### 3-1 広報紙による啓発

- ① 広報紙の発行【継続】

###### 3-2 講演会の実施

- ① 発達障がい\*に関する合同研修会の開催【継続】

##### 4 公共サービス従事者の障がい者理解の推進

###### 4-1 障がいに関する理解促進

- ① 精神保健障害者支援\*事業【継続】

###### 4-2 専門研修の積極的な活用

- ① 各種障がいに関する研修参加【継続】
- ② 発達障がい\*に関する合同研修会の開催【継続】

## II 生活支援

### 1 ニーズに合った福祉サービスの提供

#### 1-1 福祉用具の利用促進

- ① 補装具費支給【継続】
- ② 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）【継続】
- ③ 難病\*患者等日常生活用具給付事業【②へ統合】

#### 1-2 日中活動の場の提供

- ① 地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）【継続】
- ② 日中活動系サービス（障害福祉サービス）【継続】

#### 1-3 住まいの確保

- ① グループホーム・ケアホーム（障害福祉サービス）【継続】
- ② 施設入所支援（障害福祉サービス）【継続】
- ③ 福祉ホーム（地域生活支援事業）【継続】
- ④ 町営住宅【継続】

#### 1-4 移動手段の充実

- ① 移動支援事業（地域生活支援事業）【継続】
- ② 障害者自動車運転免許取得費助成事業（地域生活支援事業）【継続】
- ③ 身体障害者自動車改造費助成事業（地域生活支援事業）【継続】
- ④ コミュニティバス事業【新規】

#### 1-5 家族の休息

- ① 日中一時支援事業（地域生活支援事業）【継続】

### 2 経済的支援の充実

#### 2-1 手当の支給

- ① 特別障害者手当の支給【継続】
- ② 障害児福祉手当の支給【継続】
- ③ 児童扶養手当の支給【継続】
- ④ 特別児童扶養手当の支給【継続】

#### 2-2 税金等の免除

- ① 住民税の非課税【継続】
- ② 軽自動車税の減免【継続】
- ③ 保育所保育料の軽減【継続】
- ④ ケーブルテレビ料金の免除【継続】

#### 2-3 訓練費用の支給

- ① 更生訓練費の支給（地域生活支援事業）【継続】



3	相談支援体制の充実
3-1	相談の連携
①	民生委員児童委員協議会の支援※【継続】
②	相談窓口の連携【継続】
3-2	専門相談窓口の充実
①	相談支援事業（地域生活支援事業）【継続】
②	障害者相談員設置事業【継続】
3-3	サービス等利用計画の作成
①	特定相談支援計画（障害福祉サービス）【継続】
3-4	地域生活への移行・定着の支援
①	地域移行支援（障害福祉サービス）【継続】
②	地域定着支援（障害福祉サービス）【継続】
3-5	自立支援協議会の活用
①	町地域自立支援協議会【継続】
4	障がい者団体への支援
4-1	公共施設などの利用
①	福祉バス事業【継続】
②	公共施設利用料の減免【継続】
4-2	活動資金の助成
①	障がい者団体への補助金交付【継続】
5	権利擁護※の推進
5-1	権利擁護※の推進
①	成年後見制度※利用支援事業（地域生活支援事業）【継続】
②	障がい者虐待防止の体制整備【継続】
③	各種選挙広報【継続】
6	スポーツ・文化芸術活動の振興
6-1	障がい者スポーツの振興
①	各種スポーツ大会へ選手派遣【継続】
6-2	生涯学習環境の整備
①	障害者地域生活推進研修会【継続】

<b>Ⅲ 生活環境</b>	
1	歩行空間のバリアフリー化の推進
1-1	道路・歩行空間のバリアフリー化
	① バリアフリー化推進【継続】 ② 道路の維持管理、改修、パトロール【継続】 ③ 生活道路整備事業【継続】
1-2	公共交通機関や公園・広場の環境整備
2	建築物のバリアフリー化の推進
2-1	建築物のバリアフリー化
	① 公共施設的环境づくり【継続】 ② オストメイト対応トイレ <sup>※</sup> 設備の整備【継続】
3	防犯・交通安全対策
3-1	防犯対策の推進
	① 防犯対策【継続】 ② 消費者として障がい者の保護【新規】
3-2	交通安全対策の推進
	① 交通安全対策【継続】
4	防災対策・災害時支援
4-1	防災対策の推進
	① 防災対策事業【継続】 ② 自主防災組織などの育成事業【継続】 ③ 防災体制の充実【継続】
4-2	災害時の避難支援
	① 災害時要援護者支援制度 <sup>※</sup> 【継続】 ② 避難準備情報【継続】
4-3	避難所の設置
	① 避難所の整備【継続】 ② 福祉避難所の設置【新規】 ③ 八戸圏域定住自立圏における福祉避難所の相互利用【継続】

**IV 教育・育成**

1 専門機関での療育・教育の実施

1-1 特別支援教育の実施

- ① 障害児保育事業の推進【継続】
- ② 特別支援教育支援員の配置【継続】

2 一貫した教育支援

2-1 相談の連携

- ① 巡回指導員・巡回相談員の活用【継続】
- ② 相談支援【継続】

**V 雇用・就業**

1 就労移行支援の充実

1-1 就労移行の促進

- ① 就労移行支援事業（障害福祉サービス）【継続】
- ② 就職支度金の支給（地域生活支援事業）【継続】
- ③ 知的障害者職親委託事業（地域生活支援事業）【継続】

2 働く場の確保と就労継続支援

2-1 就労継続支援の利用促進

- ① 就労継続支援事業（障害福祉サービス）



**VI 保健・医療**

1 健康づくりによる予防・早期発見

1-1 健康診査・健康診断による早期発見

- ① 妊婦健康診査事業【継続】
- ② 乳幼児健康診査事業【継続】
- ③ 乳幼児健康相談事業【継続】

1-2 健康づくりによる予防

- ① 健全母子育成支援事業【継続】
- ② 健康のつどい事業【継続】

2 障がいに対する適切な医療の実施

2-1 医療費の助成

- ① 自立支援医療費（更生医療）給付事業【継続】
- ② 自立支援医療費（育成医療）給付事業【新規】
- ③ 自立支援医療費（精神通院医療）給付【継続】
- ④ 重度心身障害者医療費助成【継続】

**VII 情報・コミュニケーション**

1 コミュニケーション支援の充実

1-1 手話通訳者の養成

- ① 手話通訳者養成講座【継続】

1-2 手話通訳者等の派遣体制

- ① コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）【継続】

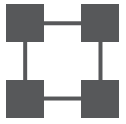
2 情報提供の充実

2-1 情報提供の充実

- ① 点字資料の整備や本の郵送貸出【継続】

2-2 障がい者に配慮した情報提供

- ① 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによる情報提供【継続】
- ② ほっとスルメールによる緊急情報提供



## 第4章

### 施策の展開





## 第4章 施策の展開

### I 啓発・広報

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいを理由とした差別がないよう、障がい及び障がい者に関する社会全体の理解を深めることが必要です。特に、内部障がい<sup>※</sup>や精神障がい、発達障がい<sup>※</sup>、高次脳機能障がい<sup>※</sup>などは、外見からではその障がい分かりにくく、障がいに対する十分な理解が得られていないことから、その特性に関する理解を深め、必要な配慮や支援<sup>※</sup>が行われるよう一層の啓発・広報が求められます。

また、障がい者福祉に対する市民の関心は高く、日頃から障がい者を含めた話し合いや交流の機会を設けることは、社会全体の理解が深まり、様々な課題の解決に向けた大きな足がかりになることと考えられます。

#### 市民の声

##### ◆市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進

≫一人暮らしであるため、冬の雪かきが大変。ボランティアを紹介してくれる所を紹介してほしい。日頃から見守りをしてくれる人がほしい。

##### ◆福祉教育の推進

≫障がい者には、いじめにも似た言葉使いなどをやめて、いたわりの言葉に変えてほしい。これが実現できれば、自分達と同じだと思えるような気持ちになる。

##### ◆啓発・広報活動の推進

≫今後ますます障がい者への理解を深めてもらい、日常生活が安心して暮らせればうれしい。

≫障がい者になった時の手続きの仕方について、だれも教えてくれない。

≫公共施設の車椅子用駐車場が一般の人に使われ、利用できない時が数多くある。

##### ◆公共サービス従事者の障がい者理解の推進

≫手続きに必要な知識がある職員が少ないため、何度も行かなければならぬ精神的、体力的に大変負担になっている。

## 1 町民・ボランティアによる地域福祉活動の推進

地域活動を支援\*することにより、町民相互の助け合いや交流の場を広げ、共に支え合う地域社会づくりを推進します。また、地域において障がい者と関わることにより、障がいに対する社会全体の理解を深めます。

### 施策 1-1 町民ボランティア活動の推進

地域福祉のあり方やボランティア活動に関して、町民の皆さんに興味や関心を持ってもらうことを目的に、町民ボランティア活動を推進します。

#### ① ボランティアセンター事業【継続】

ボランティア研修会や講座の開催を通し、町民のボランティア意識を向上させていきます。

また、個人・団体のボランティア登録を促進するとともに、登録者への情報の提供や情報交換会を開催しています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

#### ② ほのぼのコミュニティ21推進事業【継続】

地域における見守り活動を活性化させるための研修会等を開催し、ほのぼのコミュニティ21推進事業を充実させていきます。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

## 2 福祉教育の推進

障がいや障がい者に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、体験を通して学習する福祉教育を推進します。

また、幼少期から日常的に健常児と障がい児がふれあう機会を設け、互いの成長を支援<sup>※</sup>するとともに障がいに対する理解を促します。

### 施策 2-1 福祉体験や講演会の実施

小中学生から障がいや障がい者に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、福祉ボランティア推進校を指定して福祉の啓蒙と浸透を図ります。

#### ① 共同募金配分事業【継続】

町社会福祉協議会では、小中学校から福祉ボランティア推進校を指定し、各学校の特色を生かした施設訪問や体験学習を実施しています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

### 施策 2-2 日常生活のなかでの障がいへの理解の促進

町民に対して障がい者や高齢者への心身の理解を深めるとともに、住民と障がい者とがふれあえる機会を設けます。

#### ① 高齢者疑似体験及び車椅子体験【継続】

町社会福祉協議会では、町民に障がい者や高齢者への理解を深めるために、用具の装着や車いすの操作・介助などの体験の機会を設けています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

#### ② 福祉バザーの開催【継続】

町社会福祉協議会では、町内福祉施設、福祉団体へ呼びかけ、物品の販売をするとともに、施設や団体の活動等を紹介しています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

### ③ ふれあいフェスタの開催【継続】

町社会福祉協議会では、施設利用者、ボランティア、住民が歌や踊りを通じた交流を行っています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

## 3 啓発・広報活動の推進

町民の多く集まるイベントにおいて、障がい者団体や障がい者施設のブースを設置し、障がい者や障がいに対する社会一般の理解を深めます。また、広報紙やホームページ、町内の広報板を通じて、より多くの町民に正しい知識を普及します。

### 施策 3-1 広報紙による啓発

#### ① 広報紙の発行【継続】

障がいに関する知識習得のための研修日程等や、障がい者のための支援<sup>\*</sup>内容を周知するために、「広報このへまち」に掲載しています。

実施主体	総務課
------	-----

### 施策 3-2 講演会の実施

#### ① 発達障がい<sup>\*</sup>に関する合同研修会の開催【継続】

発達障がい<sup>\*</sup>に関する啓蒙普及を図るため、住民向け講習会を八戸圏域定住自立圏の市町村合同で開催しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 4 公共サービス従事者の障がい者理解の推進

障がい者が地域において安心して生活できるよう、町職員やサービス従事者の障がいに関する理解を深め、意識の向上を目指します。

### 施策 4-1 障がいに関する理解促進

町職員に対しては、障がいに対する正しい理解を深めるための啓発・広報活動を実施します。

#### ① 精神保健障害者支援※事業【継続】

町保健師や担当職員は、精神障がい者の適正医療及び家族への支援※に努めながら、精神保健の知識と理解を深めています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

### 施策 4-2 専門研修の積極的な活用

町保健師や担当職員は、障がいに対する正しい理解を深めるための研修会等に参加して障がい福祉施策に係わる業務に活かします。

#### ① 各種障がいに関する研修参加【継続】

町職員は、県等が主催する障がいに係わる研修会等に参加し、知識の習得に努めています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ② 発達障がい※に関する合同研修会の開催【継続】

発達障がい※に関する啓蒙普及を図るため、講習会を八戸圏域定住自立圏の市町村で合同開催し、町保健師や担当職員の知識の習得にも努めています。

実施主体	福祉保健課
------	-------



## II 生活支援

障がい者の多くは、日常生活全般において家族などの支援<sup>\*</sup>を中心とした生活をしており、そういった身近な支援者の負担の増加や高齢化、障がい者の厳しい就労状況などが背景となって、将来への不安につながっていると言えます。

障がい者が自立<sup>\*</sup>した日常生活や社会生活を営むためには、一人ひとりの多様なニーズに対応した、障がい者本人や家族への支援が必要です。

多様なニーズに応じた支援を提供するために、各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援の実施のためのサービス等利用計画を作成するなど、相談支援体制を整備するとともに、日常生活や緊急時に受けることができる施策の充実、社会活動の場の拡大が望まれます。

### 町民の声

#### ◆ニーズに合った福祉サービスの提供

≫収入の少ない障がい者が安心してゆとりをもって暮らしていける住宅を増やしてほしい。

#### ◆経済的支援の充実

≫障がい者を介護する人にも生活があり、病人を介護してる人が生きていくための収入がないことも、わかって下さい。

≫経済的に子供達の進学も制限されてしまうため、必要な援助をしてほしい。

#### ◆相談支援体制の充実

≫障がい者の家族が高齢になると、いろんな手続きが困難になっている。役所に行けなかったり手紙の内容も理解できなかったりして利用できるサービスもわかりません。

#### ◆障がい者団体への支援<sup>\*</sup>

≫町の障害者福祉会に加入しているが、会のことを知らない方がたくさんいるので（名簿が無い為）イベント参加を募ることができません。会報のようなものを発行してほしい。

#### ◆権利擁護<sup>\*</sup>の推進

≫障がい者の”心”がきずつけられるほうが多い世の中になってしまったように思う。みんな同じ人間なのだから。

## 1 ニーズに合った福祉サービスの提供

地域において、障がい者が自立<sup>\*</sup>した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合った支援<sup>\*</sup>を提供します。

### 施策 1-1 福祉用具の利用促進

障がい者に対して福祉用具の購入や修理に係る費用を支給し、福祉用具の利用促進を図ります。また、障がい者の要望や近隣市町村の状況に応じて、助成の対象とする福祉用具の種目拡大を検討します。

#### ① 補装具費支給【継続】

身体障がい者（所得制限あり）に対しては、障がいのある部分を補うための用具（補装具）を購入または修理する際に費用の一部を支給しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ② 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）【継続】

日常生活が円滑に行なわれるよう障がいの種類や程度に応じて、日常生活の利便を図るための用具を給付や貸与しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ③ 難病<sup>\*</sup>患者等日常生活用具給付事業【②へ統合】

難病<sup>\*</sup>患者等の方に対しては、日常生活上の便宜を図るために日常生活用具を給付しています。障害者総合支援法の施行により、平成 25 年 4 月からは日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）に統合されます。

実施主体	福祉保健課
------	-------

---

## 施策 1-2 日中活動の場の提供

---

在宅の障がい者に日中支援の場を提供し、障がい者とその家族を支援\*します。

### ① 地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）【継続】

地域で生活する障がい者に対して、くつろげる場所を提供しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

### ② 日中活動系サービス（障害福祉サービス）【継続】

福祉施設でのサービスを希望する方に対して、本人の意向や障がいの状況に応じた介護や訓練等日中活動の場を提供しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

---

## 施策 1-3 住まいの確保

---

障がい者が地域で生活する場としてグループホーム・ケアホームの整備について、関連事業者に積極的に働きかけます。また、心身障がい者世帯を対象とした福祉向住宅の情報を提供・紹介します。

### ① グループホーム・ケアホーム（障害福祉サービス）【継続】

地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助をしています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

### ② 施設入所支援（障害福祉サービス）【継続】

介護が必要な方や通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供し夜間における日常生活上の支援\*をしています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**③ 福祉ホーム（地域生活支援事業）【継続】**

障がい者に対して、低額な料金で居住やそのほかの設備を提供し、日常生活上の支援\*をしています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**④ 町営住宅【継続】**

障がい者に対しては、不便なく生活できるような住宅を建設し入居の募集をしています。

実施主体	建設課
------	-----

**施策 1-4 移動手段の充実**

障がい者や高齢者などの交通弱者を含む、町民の生活を支える重要な足として、コミュニティバスを運行します。また、移動に係る費用の助成を実施し、積極的な外出を支援\*します。

**① 移動支援事業（地域生活支援事業）【継続】**

屋外での移動が困難な障がい者に対しては、福祉車両による移動の支援\*、マンツーマンによる支援\*等をしています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**② 障害者自動車運転免許取得費助成事業（地域生活支援事業）【継続】**

障がい者の普通自動車免許取得費用を助成し、社会参加を促進しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**③ 身体障害者自動車改造費助成事業（地域生活支援事業）【継続】**

身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の改造費用を助成しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ④ コミュニティバス事業【新規】

通院患者送迎バスの再編を行い、交通空白地帯の緩和を図り障がい者が自立した生活ができるようにします。

実施主体	企画振興課
------	-------

### 施策 1-5 家族の休息

#### ① 日中一時支援事業（地域生活支援事業）【継続】

介護している家族の一時的な休息に利用できるとともに、障がい者の日中における活動の場を確保し、日常生活上必要な訓練等を実施しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 2 経済的支援の充実

経済的自立と生活の安定を図るため、障がいの程度などに応じて手当を支給するとともに、税金や保育料などを減免します。

### 施策 2-1 手当の支給

障がいの程度や所得など一定の要件を満たす場合に、手当を支給します。

#### ① 特別障害者手当の支給【継続】

常時特別の介護を要する20歳以上の在宅生活者に対して、手当を支給しています。

実施主体	三八地域県民局	受付窓口	福祉保健課
------	---------	------	-------

#### ② 障害児福祉手当の支給【継続】

常時特別の介護を要する20歳未満の在宅生活者に対して、手当を支給しています。

実施主体	三八地域県民局	受付窓口	福祉保健課
------	---------	------	-------

**③ 児童扶養手当の支給【継続】**

父親に一定の障がいがあり、母親が18歳未満の児童を監護する場合に、その母に手当を支給しています。

実施主体	三八地域県民局	受付窓口	福祉保健課
------	---------	------	-------

**④ 特別児童扶養手当の支給【継続】**

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護及び養育している父母等に対して、手当を支給しています。

実施主体	三八地域県民局	受付窓口	福祉保健課
------	---------	------	-------

**施策2-2 税金等の免除**

障がいの程度や所得などを一定の要件を満たす場合には、税金等を減免・軽減・免除します。

**① 住民税の非課税【継続】**

本人が障害者控除を受けており合計所得金額が125万円以下の場合には、住民税が非課税となります。

実施主体	税務課
------	-----

**② 軽自動車税の減免【継続】**

身体障害者手帳・愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、または生計を一にする家族などが所有する自家用軽自動車の軽自動車税を減免しています。

実施主体	税務課
------	-----

**③ 保育所保育料の軽減【継続】**

在宅障がい者（児）として、身体障害者手帳・愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯の保育料を軽減しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ④ ケーブルテレビ料金の免除【継続】

身体障害者手帳・愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の世帯で、世帯全員が町民税非課税の場合には、設置経費や利用料を減免しています。

実施主体	企画振興課
------	-------

### 施策 2-3 訓練費用の支給

#### ① 更生訓練費の支給（地域生活支援事業）【継続】

施設の種類・訓練日数などに応じて、訓練のための経費及び通所のための経費（交通費）を支給しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 3 相談支援体制の充実

各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援<sup>\*</sup>を実施するため、関係機関が連携するとともに相談支援体制の充実を図ります。また、より障がい者自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。

### 施策 3-1 相談の連携

身近な相談窓口として民生委員児童委員による地域住民の把握や町保健師・社会福祉協議会・地域包括支援センター<sup>\*</sup>との連携を密にします。

#### ① 民生委員児童委員協議会の支援<sup>\*</sup>【継続】

児童福祉・高齢福祉・障がい福祉などの福祉をはじめとする相談に応じるほか、住民の方々が必要な福祉サービスを適切に受けられるように、情報提供や研修会の開催などを行っています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**② 相談窓口の連携【継続】**

町保健師、町社会福祉協議会や地域包括支援センター\*など関係機関の連携を図っています。

実施主体	福祉保健課、介護保険課、町社会福祉協議会
------	----------------------

**施策 3-2 専門相談窓口の充実**

障がい者や家族からの様々な相談に専門員が助言や情報提供を行います。

**① 相談支援事業（地域生活支援事業）【継続】**

障がい者や家族などの相談に応じ、自立\*した日常生活を営めるよう援助するために、地域活動支援センターに業務委託しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**② 障害者相談員設置事業【継続】**

身体・知的障がい者の福祉増進のため、相談に応じ更生のために必要な援助を行うことを、更生援護に熱意と見識をもっている者に委託します。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**施策 3-3 サービス等利用計画の作成****① 特定相談支援計画（障害福祉サービス）【継続】**

障がい者（児）の自立\*した生活を支え、障がい者（児）の課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント\*によりきめ細かく支援\*しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------



---

## 施策 3-4 地域生活への移行・定着の支援

---

### ① 地域移行支援（障害福祉サービス）【継続】

施設入所または精神科病院に入院している障がい者が地域生活に移行する際に、住居の確保等必要な支援を行います。

実施主体	福祉保健課
------	-------

### ② 地域定着支援（障害福祉サービス）【継続】

住居において単身で生活しているため緊急時の支援が見込めない状況にある方、住居において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい（疾病）等のため障がい者に対し当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

実施主体	福祉保健課
------	-------

---

## 施策 3-5 自立支援協議会の活用

---

### ① 町地域自立支援協議会【継続】

「五戸町地域自立支援協議会」においては、困難事例への対応や課題を検討します。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 4 障がい者団体への支援

町内の障がい者団体に対し、公共施設利用料の減免や福祉バスを貸出し、活発な団体活動を支援<sup>\*</sup>します。また、障がい者団体に活動費の一部を補助し、社会参加の推進を図ります。

### 施策 4-1 公共施設などの利用

福祉バスの利用については、障がい者団体を含む各団体などに貸し出して活動を支援<sup>\*</sup>します。

#### ① 福祉バス事業【継続】

福祉バスは、障がい者団体に対して年2回程度を貸出しています。

実施主体	総務課
------	-----

#### ② 公共施設利用料の減免【継続】

障がい者の自立及び社会参加を支援するために障がい者団体等が利用する公共施設の利用料を減免しています。

実施主体	各公共施設
------	-------

### 施策 4-2 活動資金の助成

#### ① 障がい者団体への補助金交付【継続】

障がい者が地域へ社会参加を推進するため、「身体障害者福祉会」に対して活動費の一部を補助します。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 5 権利擁護<sup>\*</sup>の推進

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度<sup>\*</sup>などを活用し、障がい者が適切に個人の財産を管理できるように支援<sup>\*</sup>します。

### 施策 5-1 権利擁護<sup>\*</sup>の推進

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービスや相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、障がい者が適切に個人の財産を管理できるように支援<sup>\*</sup>します。

また、障がい者に配慮した選挙広報体制を確立します

#### ① 成年後見制度<sup>\*</sup>利用支援事業（地域生活支援事業）【継続】

成年後見制度<sup>\*</sup>の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや、必要な費用を負担することが困難な方に対して助成等を行っています。

実施主体	福祉保健課、介護保険課
------	-------------

#### ② 障がい者虐待防止の体制整備【継続】

虐待に関する相談・通報・届出を受付し、事実確認をしたうえで必要な援助や措置等を行っています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ③ 各種選挙広報【継続】

障がい程度が重く投票所まで来るのが困難な方に対しては、郵便で投票できることを広報します。

実施主体	選挙管理委員会
------	---------

## 6 スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいの種別にかかわらず、すべての障がい者の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室などの開催を支援\*します。

また、生涯学習や文化活動に誰でも参加できるように、障がい者に配慮した活動環境の整備を進めます。

### 施策 6-1 障がい者スポーツの振興

#### ① 各種スポーツ大会へ選手派遣【継続】

三戸郡身体障害者スポーツ大会、青森県身体障害者スポーツ大会などの各種スポーツ大会へ参加選手の募集と引率をしています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

### 施策 6-2 生涯学習環境の整備

#### ① 障害者地域生活推進研修会【継続】

障害者地域生活推進研修会では、当事者、家族会制度について学習や討議を行い、住みよい町づくりについて考えていきます。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

### III 生活環境

障がい者や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加していくためには、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など、主要駅から周辺施設までの生活空間のバリアフリー化や、バスや自動車など身近な交通手段が必要です。

支援者に依存せず、障がい者が自立<sup>\*</sup>した生活を営むためには、歩行空間のバリアフリー化をさらに推進していくとともに、身近な交通手段を充実し、さらに利用費用の助成などの経済的支援も重要となります。

また、障がい者のみの世帯などでも安心して生活ができるように、防災・防犯対策を推進するとともに、いつ発生するかわからない災害に対応できるよう、災害時の支援体制づくりを早急に進めていくことが必要です。

#### 町民の声

##### ◆歩行空間のバリアフリー化の推進

- ≫五戸町は車椅子利用者が通ることができるほどの歩道が少なすぎる。これでは自分ひとりで買い物に行きたいと思っている障がい者の方々が外出できない。
- ≫道路の段差や歩道のない道、アスファルトの崩れや陥没、障がい者でなくても歩きずらく危険だと思う。

##### ◆防災対策・災害時支援

- ≫民生委員には担当地区のどこに障がい者が居ることを知らされていないため、この問題に苦慮していた。特に災害発生時の対策として考える必要がある。
- ≫この度の震災において自動車の給油が大変困難になったため、医療関係、患者、障がい者を優先的に給油してほしい。

## 1 歩行空間のバリアフリー化の推進

障がい者や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理やバリアフリー化を進めます。また、誰もが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公共交通機関や公園・広場の整備を推進します。

### 施策 1-1 道路・歩行空間のバリアフリー化

誰もが安心して外出できるよう、道路や歩道の整備・維持管理・改修を進めるとともに、バリアフリー整備を進めます。

#### ① バリアフリー化推進【継続】

道路整備にあわせたバリアフリー化を推進しています。

実施主体	建設課
------	-----

#### ② 道路の維持管理、改修、パトロール【継続】

移動に不自由を感じない道路の維持管理、改修を行っています。

実施主体	建設課
------	-----

#### ③ 生活道路整備事業【継続】

交通弱者に配慮した安全性の高い生活道路整備を進めています。

実施主体	建設課
------	-----

### 施策 1-2 公共交通機関や公園・広場の環境整備

障がい者や高齢者を含む、すべての人が公共交通機関を利用した移動が円滑にできるような環境を整備します。また、町民が多く集まる公園などを安全で快適に利用できるように整備を進めます。

## 2 建築物のバリアフリー化の推進

障がい者や高齢者を含め、すべての人が円滑に利用できるように、公共施設のバリアフリー化を推進します。さらに、公衆トイレなどについても、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザイン※に配慮して整備します。

### 施策 2-1 建築物のバリアフリー化

公共施設の積極的なバリアフリー化を進め、すべての人が安全に不自由を感じることなく利用できる施設づくりに積極的に取り組みます。

#### ① 公共施設的环境づくり【継続】

施設のユニバーサルデザイン※化を進め安心して利用できる環境づくりに努めています。

実施主体	施設建設担当課
------	---------

#### ② オストメイト対応トイレ※設備の整備【継続】

オストメイト※の方が、安心して外出できる社会環境を整備するため、オストメイト対応トイレ※設備を整備しています。

実施主体	施設建設担当課、福祉保健課
------	---------------

### 3 防犯・交通安全対策

防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域の中で障がい者を見守る体制づくりを進めていきます。また、障がいの特性に配慮した交通安全対策を推進します。

#### 施策 3-1 防犯対策の推進

安全で安心して生活できる町を目指し、地域住民の自主防犯意識を高めます。

##### ① 防犯対策【継続】

福祉、教育、関係機関との連携・協力を図り町民の自主防犯意識の高揚に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

実施主体	総務課
------	-----

##### ② 消費者として障がい者の保護【新規】

障がい者を消費者としての利益の擁護や増進が図られるよう、警察と連携しながら被害に遭う恐れのある事件等については、町広報紙や町ホームページを活用して周知に努めます。

実施主体	住民課
------	-----

#### 施策 3-2 交通安全対策の推進

##### ① 交通安全対策【継続】

交通弱者にやさしい交通安全施設の整備に努めるとともに、交通安全に対する意識の高揚に努めます。

実施主体	総務課
------	-----



## 4 防災対策・災害時支援

災害時に被害を最小限に抑え、障がい者が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制づくりを進めます。また、高齢者や障がい者などの要援護者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の設置を検討します。

### 施策 4-1 防災対策の推進

障がい者を含めた町民参加による防災訓練の実施や、自主防災組織や防災ボランティア組織などの地域における関係団体と連携することにより、防災に対する自助・共助の意識啓発に努めるとともに、地域における防災体制の充実・強化を図ります。

#### ① 防災対策事業【継続】

毎年実施している防災訓練時に、体の不自由な障がい者などの運搬訓練を実施しています。

実施主体	総務課
------	-----

#### ② 自主防災組織などの育成事業【継続】

自主防災組織の組織率が低いため、自主防災組織のない地域には発足時の斡旋や手助けをします。

実施主体	総務課
------	-----

#### ③ 防災体制の充実【継続】

防災行政無線の環境改善・充実に努めていくとともに、個別受信機の設置を検討します。

実施主体	総務課
------	-----

### 施策 4-2 災害時の避難支援

災害時において障がい者や高齢者などに対して、地域の中で情報の伝達や避難などの手助けをするしくみづくりを進めます。今後、特に支援\*を必要とする人の援護が地域の中で行えるよう、更なる制度の周知と登録の促進を図ります。

### ① 災害時要援護者支援制度※【継続】

災害時要援護者台帳整備を進めており、災害時における要援護者を地域で見守り安心安全体制の強化を図っています。

実施主体	総務課、福祉保健課、介護保険課
------	-----------------

### ② 避難準備情報【継続】

避難に時間がかかる高齢者や障がい者などの、災害弱者を早めに避難させるために、避難勧告や避難指示に先だって防災無線で情報を発令します。

実施主体	総務課
------	-----

## 施策 4-3 避難所の設置

2011年3月11日に発生した東日本大震災での教訓を活かし、障がい者に配慮された避難所を設置します。

### ① 避難所の整備【継続】

避難所にオストメイト対応トイレ※設備の設置など、各障がい者へ配慮した避難所の整備を検討します。

実施主体	総務課、福祉保健課
------	-----------

### ② 福祉避難所の設置【新規】

災害時において、障がい者や高齢者等、通常の避難所において特別な配慮を必要とする人を対象にした「福祉避難所」について、社会福祉施設を当該避難所に指定します。

実施主体	総務課、福祉保健課、介護保険課
------	-----------------

### ③ 八戸圏域定住自立圏における福祉避難所の相互利用【継続】

災害時において、障がい者や高齢者等、通常の避難所において特別な配慮を必要とする人を対象にした「福祉避難所」について、圏域での相互利用を行います。

実施主体	総務課、福祉保健課
------	-----------

## IV 教育・育成

発達障がい<sup>\*</sup>などの特別な教育的配慮を必要とする子どもを含め、障がいのある子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援<sup>\*</sup>を行うことが求められています。

療育・教育に携わる保育士や教師、指導員などの障がいに対する理解を一層深めるとともに、指導員を配置するなどの支援体制の充実が必要です。

また、乳幼児期からライフステージに即した計画的、継続的な支援<sup>\*</sup>ができるよう、教育、福祉、保健の各関係機関の連携をさらに進めるとともに、学校卒業後においても社会参加と自立<sup>\*</sup>に向けた継続した支援が求められます。

### 町民の声

#### ◆専門機関での療育・教育の実施

≫知的障がいであるが、本人はとても社交的で人懐っこい性格なので、どんどん外(社会)へ出て、色々と経験して欲しい。

#### ◆一貫した教育支援

≫知的障がいであるという判断の段階が早すぎる。しばらく普通学級でみんなと同じにやってみてほしい。どうしても無理だと思えたら、その時に特別学級に入っても遅くはないと思う。

## 1 専門機関での療育・教育の実施

障がい児や特別な支援<sup>\*</sup>を要する子どもに対し、適切な指導と発達支援を行います。また、就学後には特別支援教育の充実を図り、障がいをもつ児童・生徒の自立<sup>\*</sup>を支援します。

### 施策 1-1 特別支援教育の実施

各小中学校や県立の特別支援学校、五戸町小中学校特別支援学級連絡協議会など、特別支援教育に関わる関係機関と連携を密にし、障がい児童生徒の自立<sup>\*</sup>を図るため、特別支援教育を実施します。

#### ① 障害児保育事業の推進【継続】

軽・中度程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業を実施しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ② 特別支援教育支援員の配置【継続】

円滑な学級運営を目的として支援員を配置し、児童生徒や教師を支援<sup>\*</sup>しています。

実施主体	教育課
------	-----

## 2 一貫した教育支援

乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援※ができるよう、相談支援体制を構築します。

### 施策 2-1 相談の連携

障がい者や家族を継続して支援できるように、町社会福祉協議会や地域包括支援センター※、町保健師や医療機関との連携を密にします。

#### ① 巡回指導員・巡回相談員の活用【継続】

指導員や相談員から発達障がい※等に関する情報提供や対応についての指導助言をもらいます。

実施主体	教育課
------	-----

#### ② 相談支援【継続】

障がい児やその家族の不安や悩みに適切な助言・指導が行えるよう相談支援体制の充実を図ります。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## V 雇用・就業

障がい者が地域で自立<sup>\*</sup>した生活を営むためには雇用の場の確保が必要であり、障がい種別による格差の解消や働き方の選択肢を増やすなど、就業機会の拡充が必要です。就労していない障がい者は多く、生活基盤を築くだけの就労収入が得られていないことが推測できます。

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、就業に対する理解と啓発の促進に努めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）<sup>\*</sup>や障害者職業センター<sup>\*</sup>をはじめとした関係機関が連携し、専門的支援の充実・強化が求められます。

### 町民の声

#### ◆就労移行支援の充実

≫仕事がしたい。下肢に障がいがあり就労するための必要な資格やスキルを身に付けると就職に有利とわかれば、それに見合った施設に行きたい。

#### ◆働く場の確保と就労継続支援

≫地元にも就労施設をもっと作ってほしい。

≫障がいの程度によって就労できる社会になってほしい。

≫働きたくても働けない。障がい者への配慮が欠けている様に痛切に感じており、障がい者は役に立たないと思っている企業や施設などが目立つ。

## 1 就労移行支援の充実

公共職業安定所（ハローワーク）※や障害者職業センター※などの関係機関と連携し、障がい者の雇用に関する周知と促進を図ります。また、一般就労への訓練として、障害福祉サービスの就労移行支援事業の利用促進を図ります。

### 施策 1-1 就労移行の促進

障がい者雇用につなげるため、障がい者の就労訓練の場として就労移行支援の利用を促進します。

#### ① 就労移行支援事業（障害福祉サービス）【継続】

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援※を行っています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ② 就職支度金の支給（地域生活支援事業）【継続】

就職により施設を退所する障がい者には、就職支度金を支給しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ③ 知的障害者職親委託事業（地域生活支援事業）【継続】

知的障がい者の自立更生を図るため、市町村に登録している事業経営者個人に一定期間預け、生活指導と技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場への定着性を高めています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 2 働く場の確保と就労継続支援

障がい者に町の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援<sup>\*</sup>します。

また、一般就労が困難な障がい者の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。

### 施策 2-1 就労継続支援の利用促進

障がい者施設に入所・通所されている方が、就職しやすい環境づくりに取り組みます。

#### ① 就労継続支援事業（障害福祉サービス）

一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。



## VI 保健・医療

障がい者の生活の質を高め、安心して健康な暮らしを守るためには、個々の障がいに応じて、適切な保健・医療サービスが提供される必要があります。

障がい者が安心して生活できるよう、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療に努め、必要な体制整備や情報提供を行うなど、保健・医療施策を推進するとともに、こころの病についての医療的ケアの充実が求められます。

### 町民の声

#### ◆健康づくりによる予防・早期発見

≫毎年検診を受けていますが、自己負担が少しきついため、安くしてほしい。

#### ◆障がいに対する適切な医療の実施

≫75歳以上の障がい者の医療費が所得に関係なく無料にしてほしい。

≫五戸総合病院に言語リハビリ訓練士がないため、配置してほしい。

≫人工透析を受けているが病院に通うのに大変なため、五戸総合病院に作ってほしい。

## 1 健康づくりによる予防・早期発見

健康診査などの実施により、障がいの原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援\*を行います。また、乳幼児期においては、発達障がい\*を早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携に努めます。

### 施策 1-1 健康診査・健康診断による早期発見

乳幼児期、青年期、高齢期など各時期において健康診査または医師や保健師などによる相談を実施し、障がいの早期発見に努めながら適切な対応につなげます。

#### ① 妊婦健康診査事業【継続】

妊婦健康診査を通して妊婦の健康を見守るため、妊婦に対して妊婦健診受診券を交付します。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ② 乳幼児健康診査事業【継続】

乳児健康診査を通して、障がいの早期発見につなげるため、乳児に対して乳児健診受診券を交付します。また、乳幼児健康診査事業では、小児科・整形外科による診察を行い、異常の早期発見や早期支援を行います。

実施主体	福祉保健課
------	-------

#### ③ 乳幼児健康相談事業【継続】

保健師、栄養士による成長発達確認を行い、異常の早期発見や早期支援を行います。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 施策 1-2 健康づくりによる予防

町民の健康づくりを支援\*することにより、障がいの発生を予防します。

### ① 健全母子育成支援事業【継続】

乳幼児・小学生の健康づくりを推進するため、保護者等に対して食育の大切さを指導しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

### ② 健康のつどい事業【継続】

町民の健康づくりに対する意識を向上するため、毎年「健康のつどい」を開催しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 2 障がいに対する適切な医療の実施

障がい者が適切な医療を受けることができるように、医療費助成を安定的、継続的に実施します。また、医療制度改革など社会情勢の変化に合わせて適切に町制度を見直し、ニーズにあった医療費助成を実施します。

### 施策 2-1 医療費の助成

障がいに対する適切な医療を継続して受けることができるように、医療費の助成を実施します。

### ① 自立支援医療費（更生医療）給付事業【継続】

18 歳以上で日常生活や職業生活に適応するため、身体機能障がいの軽減または改善を図る医療に対しては、医療費の一部を支給しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**② 自立支援医療費（育成医療）給付事業【新規】**

18歳未満で身体に障がいのある児童や、放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童には、確実に効果が期待できる治療に対して医療費を給付します。

実施主体	三八地域県民局	受付窓口	福祉保健課
------	---------	------	-------

**③ 自立支援医療費（精神通院医療）給付【継続】**

通院による精神医療を継続的に要する方に対しては、医療費を給付しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

**④ 重度心身障害者医療費助成【継続】**

重度心身障がい者の健康を保持するため、医療費を助成しています。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## VII 情報・コミュニケーション

障がい者が社会参加していくためには、コミュニケーション手段の確保とわかりやすい情報提供、様々な情報収集手段の提供が必要です。情報の入手方法は広報紙やパンフレットによる人が多い反面、これらによる情報収集が困難な障がい者への情報の提供が求められます。

また、個々の障がい特性に応じた情報提供の充実を図るための施策が求められます。

### 町民の声

#### ◆コミュニケーション支援の充実

≫聴覚障がいであるが、今まで一度も手話通訳者の派遣を聞いたことがない。もし将来必要があれば派遣も考えてほしい。

#### ◆情報提供の充実

≫2才頃風邪により難聴となり、日常生活が不便であるため、広報紙、チラシなど障がい者への取り組み情報を提供してほしい。

## 1 コミュニケーション支援の充実

コミュニケーション支援を必要とする障がい者に、必要に応じ支援\*を実施します。  
また、手話通訳者などの養成を推進するとともに、派遣体制を充実させます。

### 施策 1-1 手話通訳者の養成

#### ① 手話通訳者養成講座【継続】

聴覚障がい者のコミュニケーション支援\*するために、公民館講座として手話通訳者の養成講座を開催しています。

実施主体	教育課(公民館)
------	----------

### 施策 1-2 手話通訳者等の派遣体制

#### ① コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）【継続】

聴覚障がい等により他者と意思疎通を図ることが困難な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

実施主体	福祉保健課
------	-------

## 2 情報提供の充実

各障がい者に対する情報提供を、様々な手段で実施します。

### 施策 2-1 情報提供の充実

#### ① 点字資料の整備や本の郵送貸出【継続】

町図書館においては、点字資料を充実させ、視覚障がい者への資料の貸出や、肢体不自由障がい者への郵送による本の貸出などを実施しています。

実施主体	教育課（図書館）
------	----------

### 施策 2-2 障がい者に配慮した情報提供

「広報このへまち」、ホームページ、ケーブルテレビを用いて、障がい者が情報収集できるようにします。

#### ① 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによる情報提供【継続】

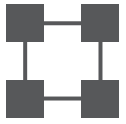
町の各種情報に対しては、町広報紙や町ホームページ、ケーブルテレビから情報を得ることができるよう整備し提供しています。

実施主体	総務課、企画振興課
------	-----------

#### ② ほっとスルメールによる緊急情報提供

聴覚障がい者等へ緊急情報（災害時の避難勧告や避難所開設情報、気象情報等）を携帯電話のメールにより提供しています。

実施主体	総務課
------	-----



## 第5章

### 計画の点検・評価







## 第5章 計画の点検・評価

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がい者の意見を最大限尊重するとともに、行政、町民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係機関、教育機関、障がい者団体、障がい者施設や事業者などの関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障がい者福祉施策に取り組みます。

また、本計画をホームページなどで公表・周知することで、障がい者に対する地域社会の理解と協力が得られるよう、普及啓発を図ります。

### 2 計画の点検・評価

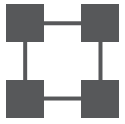
#### (1) 点検・評価の考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況について点検します。また、今後においては、これらの点検結果に基づき障がい者のニーズや社会状況の変化等に対応した施策等の見直しを実施します。

#### (2) 点検・評価の体制

五戸町地域自立支援協議会が中心となり、計画の進捗状況についての点検及び評価を実施します。





## 資料編





## 資料編

### 1 アンケート調査結果（抜粋）

#### （1）調査実施の概要

##### ① 調査の目的

本調査は、「五戸町第2次障がい者計画」を策定するにあたり、町内在住の障がい者の日常生活や保健福祉サービスなどに関する要望・意見を把握し、町における効果的な障がい者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

##### ② 調査の設計

このアンケート調査では3種類の調査票を作成し、調査を実施しました。

##### ア 調査対象者

■ 身体障がい者 調査対象者：町内に住む身体障害者手帳所持者（児）  
調査人数：870人

■ 知的障がい者 調査対象者：町内に住む愛護（療育）手帳所持者（児）  
調査人数：191人

■ 精神障がい者 調査対象者：町内に住む精神障害者保健福祉手帳所持者  
調査人数：136人

##### ③ 調査の実施方法と回収状況

##### ア 調査期間と調査方法

調査期間と調査方法は次のとおりです。

表1 調査期間と調査方法

調査対象者	調査期間	調査方法
身体障がい者	平成24年9月1日～9月20日	郵送による配布・回収
知的障がい者		
精神障がい者		

## イ 回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

表2 調査の配布・回収状況

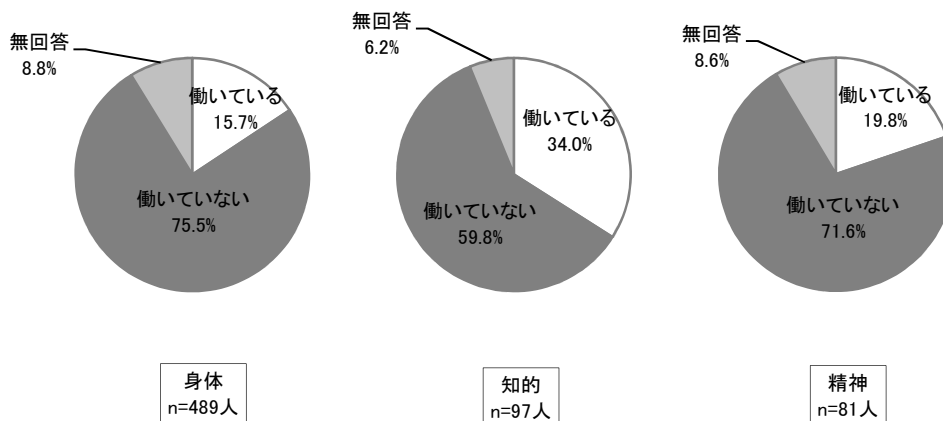
調査対象者	配布数	有効回答者数	有効回収率
身体障がい者	870人	489人	56.2%
知的障がい者	191人	97人	50.8%
精神障がい者	136人	81人	59.6%

## (2) 調査結果

(身体・知的) 問13 (精神) 問15	あて名のご本人は、現在、働いていますか。(○は1つ)
-------------------------	----------------------------

- 身体** 現在の就労状況は「働いていない」75.5%、「働いている」15.7%とほとんどの方が働いていない状況です。
- 知的** 現在の就労状況は「働いていない」59.8%、「働いている」34.0%と半数以上が働いていない状況です。
- 精神** 現在の就労状況は「働いていない」71.6%、「働いている」19.8%とほとんどの方が働いていない状況です。

図1 現在の就労状況



(身体・知的) 問16 働くために重要と思われることは次のどれですか。再就職の場合  
(精神) 問18 も含みます。(あてはまるものすべてに○)

### 身体

働くために重要と思われることは「特にない」23.5%を除くと「健康管理等の支援」14.1%、「企業、上司、同僚の理解」10.6%が多くなっています。その他項目は1割未満となっています。

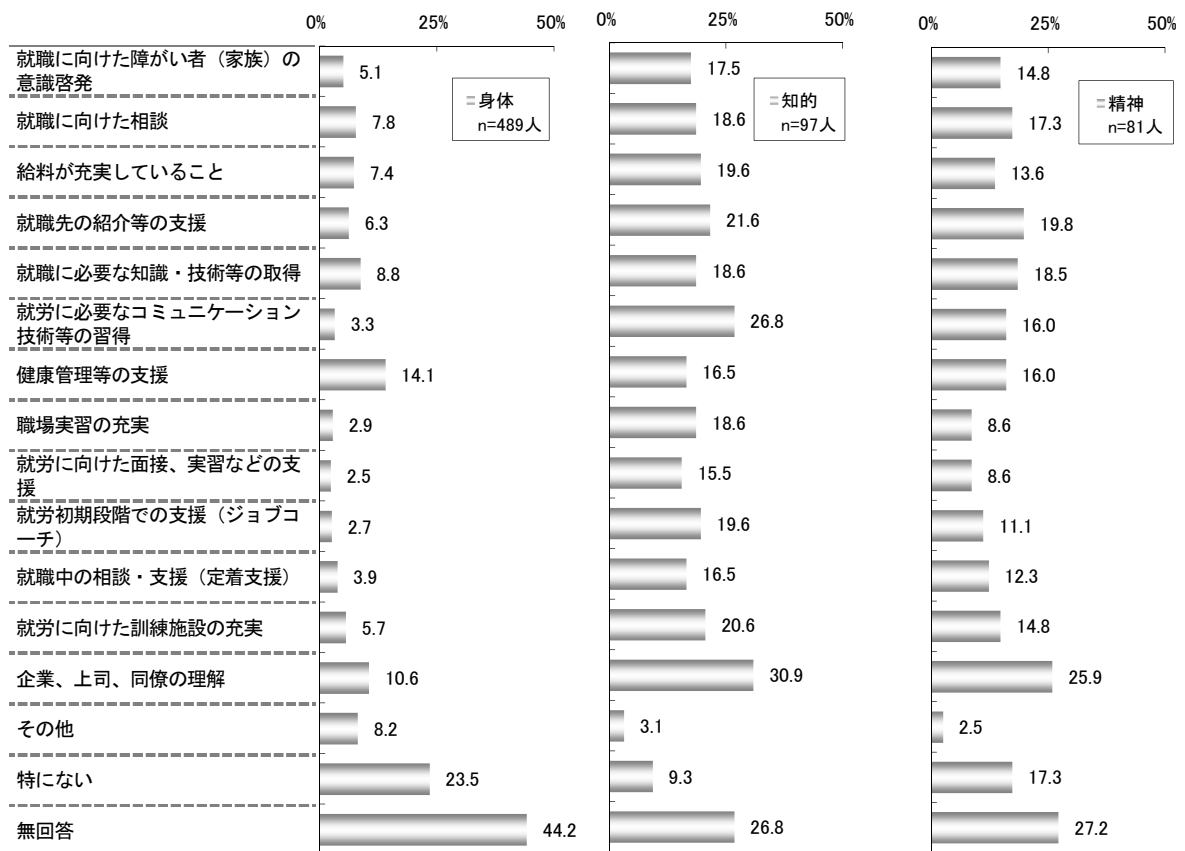
### 知的

働くために重要と思われることは「企業、上司、同僚の理解」30.9%が最も多くなっています。次いで「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」26.8%、「就職先の紹介等の支援」21.6%、「就労に向けた訓練施設の充実」20.6%の順になり、その他項目は1割台となっています。

### 精神

働くために重要と思われることは「企業、上司、同僚の理解」25.9%が最も多くなっています。その他項目は1割弱～2割弱となっています。

図2 働くために重要と思われること





(身体・知的) 問25  
(精神) 問27

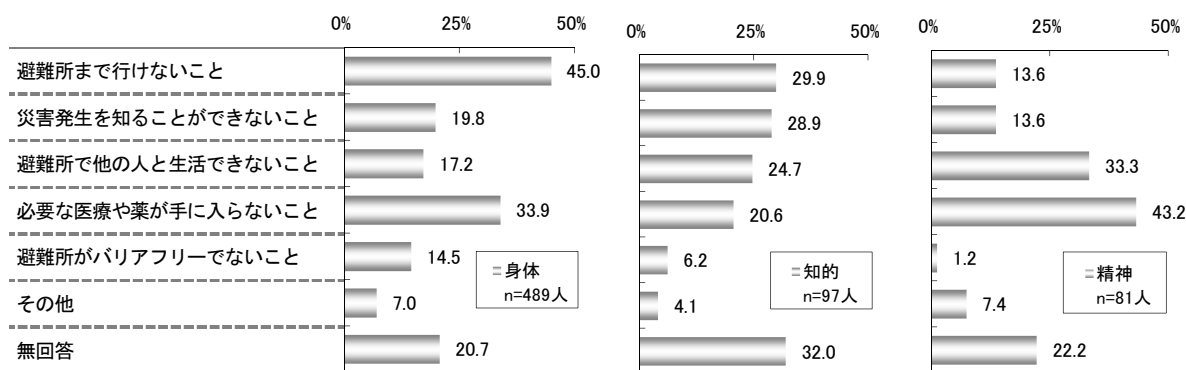
災害時に不安に思うことは何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

**身体** 災害時に不安に思うことは「避難所まで行けないこと」45.0%、「必要な医療や薬が手に入らないこと」33.9%が3割を超え多くなっています。次いで「災害発生を知ることができないこと」19.8%、「避難所で他の人と生活できないこと」17.2%、「避難所がバリアフリーでないこと」14.5%となっています。

**知的** 災害時に不安に思うことは「避難所まで行けないこと」29.9%、「災害発生を知ることができないこと」28.9%が多くなっています。次いで「避難所で他の人と生活できないこと」24.7%、「必要な医療や薬が手に入らないこと」20.6%の順になり、「避難所がバリアフリーでないこと」は1割未満となっています。

**精神** 災害時に不安に思うことは「必要な医療や薬が手に入らないこと」43.2%が最も多くなっています。次いで「避難所で他の人と生活できないこと」33.3%、「避難所まで行けないこと」「災害発生を知ることができないこと」各13.6%の順になり、「避難所がバリアフリーでないこと」は1割未満となっています。

図3 災害時に不安に思うこと



(身体・知的) 問26  
(精神) 問28

災害時の支援体制については、どのようなものを希望しますか。  
(あてはまるものすべてに○)

### 身体

希望する災害時の支援体制は「避難所への誘導」42.9%、「障がい者に配慮した避難所運営」40.3%が4割を超え多くなっています。次いで「障がい者に配慮した備蓄品の確保」35.6%、「災害発生の連絡」30.7%、「災害時の安否確認」25.6%、「避難所のバリアフリー化」20.4%の順になっています。

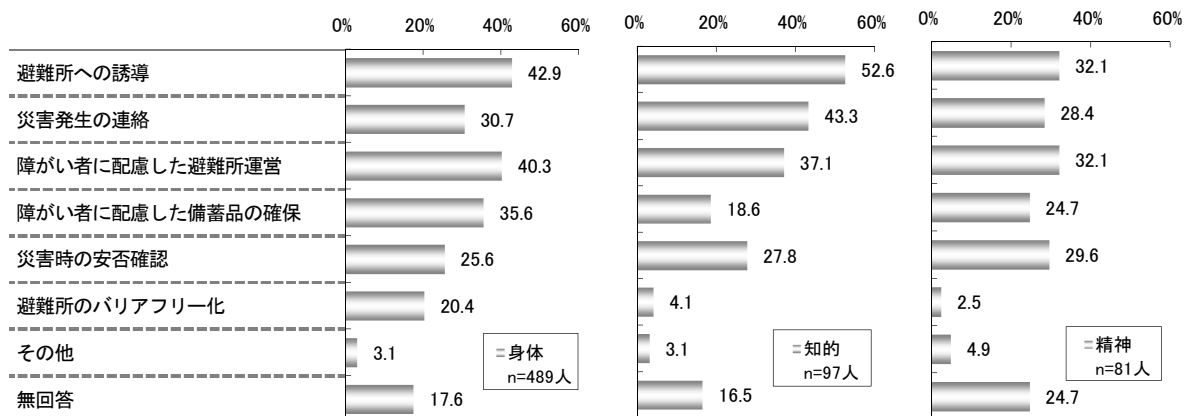
### 知的

希望する災害時の支援体制は「避難所への誘導」52.6%が5割を超え最も多くなっています。次いで「災害発生の連絡」43.3%、「障がい者に配慮した避難所運営」37.1%、「災害時の安否確認」27.8%、「障がい者に配慮した備蓄品の確保」18.6%の順になり、「避難所のバリアフリー化」は1割未満となっています。

### 精神

希望する災害時の支援体制は「避難所への誘導」「障がい者に配慮した避難所運営」各32.1%が最も多くなっています。次いで「災害時の安否確認」29.6%、「災害発生の連絡」28.4%、「障がい者に配慮した備蓄品の確保」24.7%の順になり、「避難所のバリアフリー化」は1割未満となっています。

図4 希望する災害時の支援体制



(身体・知的) 問28  
(精神) 問30

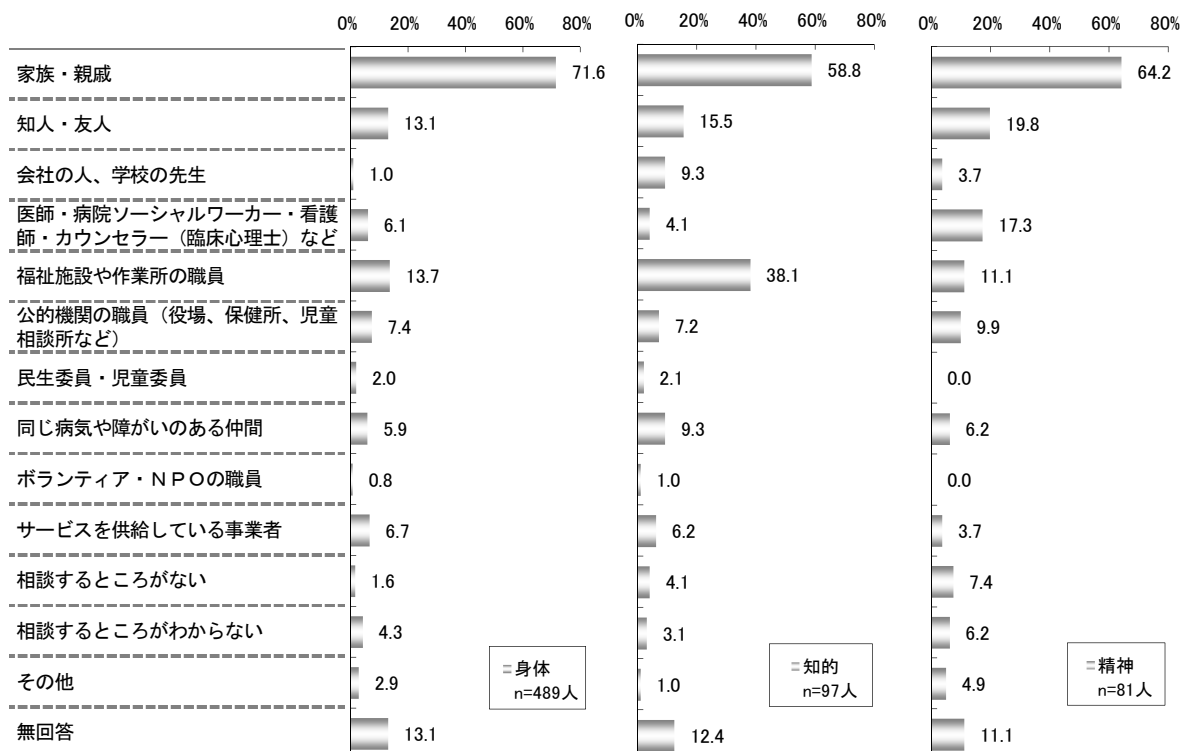
あて名のご本人が生活をしていく上で、悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

**身体** 悩みや困ったことを相談する相手は「家族・親戚」71.6%が最も多くなっています。次いで「福祉施設や作業所の職員」13.7%、「知人・友人」13.1%の順になり、その他項目は1割未満となっています。

**知的** 悩みや困ったことを相談する相手は「家族・親戚」58.8%が最も多くなっています。次いで「福祉施設や作業所の職員」38.1%、「知人・友人」15.5%の順になり、その他項目は1割未満となっています。

**精神** 悩みや困ったことを相談する相手は「家族・親戚」64.2%が最も多くなっています。次いで「知人・友人」19.8%、「医師・病院ソーシャルワーカー・看護師・カウンセラー（臨床心理士）など」17.3%、「福祉施設や作業所の職員」11.1%の順になり、その他項目は1割未満となっています。

図5 相談する相手



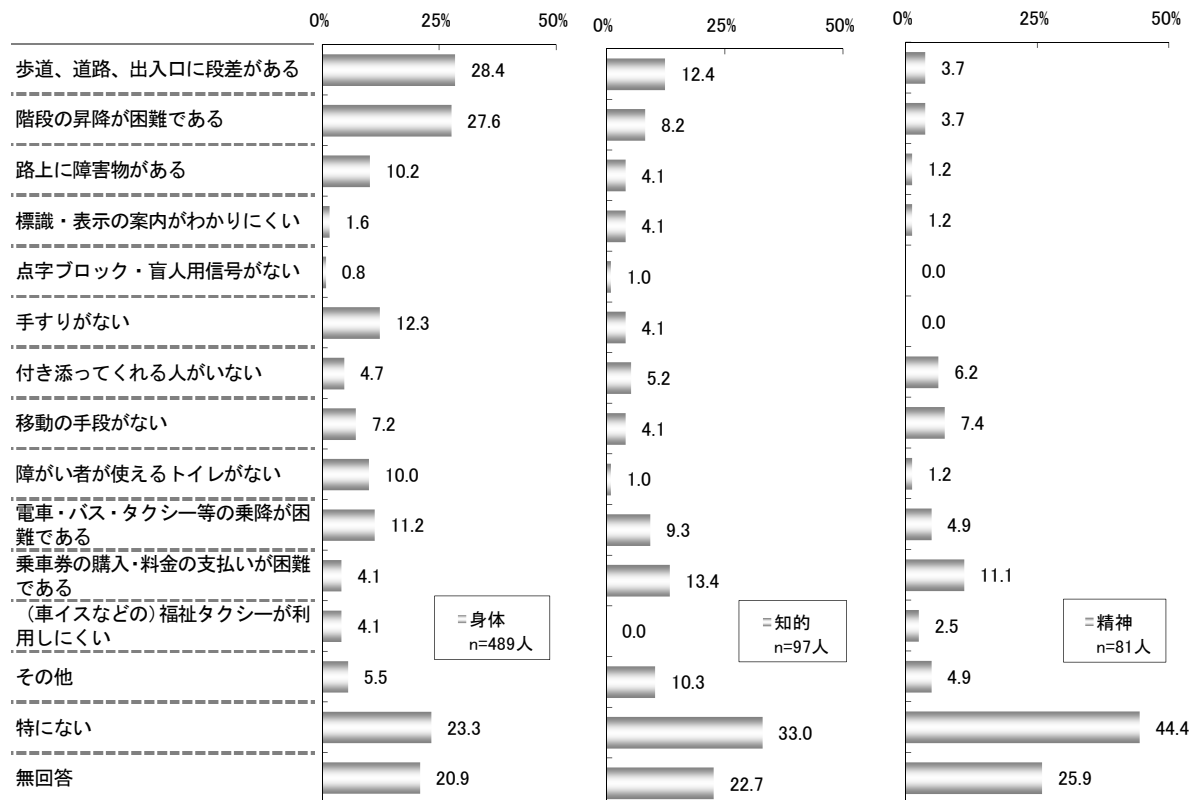
(身体・知的) 問29 外出するときに困ったり不便に感じたりすることは何ですか。  
(精神) 問31 (〇は主なもの3つまで)

**身体** 外出の際に困ること・不便なことは「歩道、道路、出入口に段差がある」28.4%、「階段の昇降が困難である」27.6%が多くなっています。次いで「特にない」23.3%、「手すりがない」12.3%、「電車・バス・タクシー等の乗降が困難である」11.2%、「路上に障害物がある」10.2%、「障がい者が使えるトイレがない」10.0%の順になり、その他項目は1割未満となっています。

**知的** 外出の際に困ること・不便なことは「特にない」33.0%を除くと「乗車券の購入・料金の支払いが困難である」13.4%、「歩道、道路、出入口に段差がある」12.4%の順になり、その他項目は1割未満となっています。

**精神** 外出の際に困ること・不便なことは「特にない」44.4%を除くと「乗車券の購入・料金の支払いが困難である」11.1%が最も多くなっています。その他項目は1割未満となっています。

図6 外出の際に困ること・不便なこと



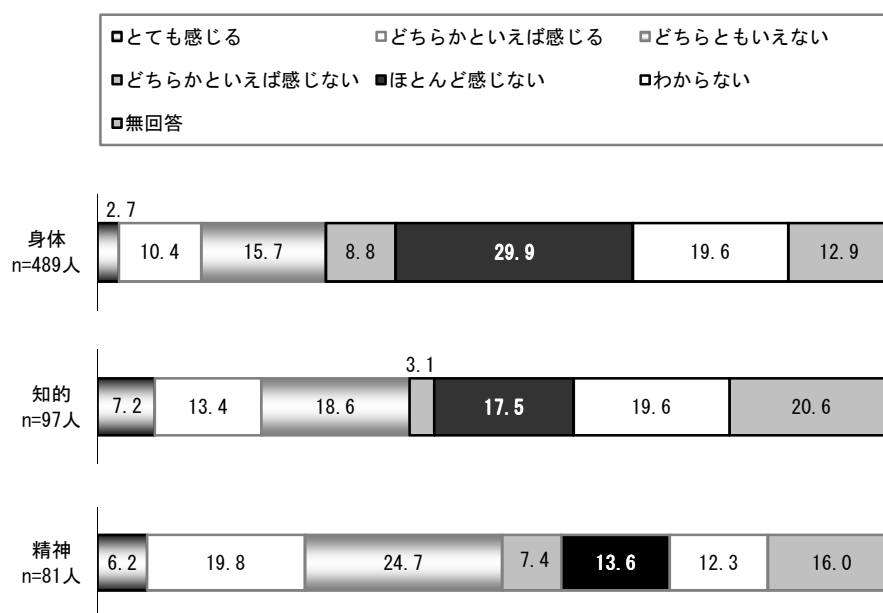
(身体・知的) 問31 地域で生活をしていて、差別を感じることはありませんか。  
 (精神) 問33 (〇は1つ)

**身体** 地域で差別を感じることは「ほとんど感じない」29.9%、「どちらかといえば感じない」8.8%を合わせると4割近くなります。他方、「とても感じる」2.7%、「どちらかといえば感じる」10.4%を合わせると1割強となります。

**知的** 地域で差別を感じることは「とても感じる」7.2%、「どちらかといえば感じる」13.4%を合わせると約2割となり、「ほとんど感じない」17.5%、「どちらかといえば感じない」3.1%を合わせた割合とほぼ同じとなります。

**精神** 地域で差別を感じることは「とても感じる」6.2%、「どちらかといえば感じる」19.8%を合わせると3割近くなり、「ほとんど感じない」13.6%、「どちらかといえば感じない」7.4%を合わせた2割強を上回っています。

図7 地域での差別



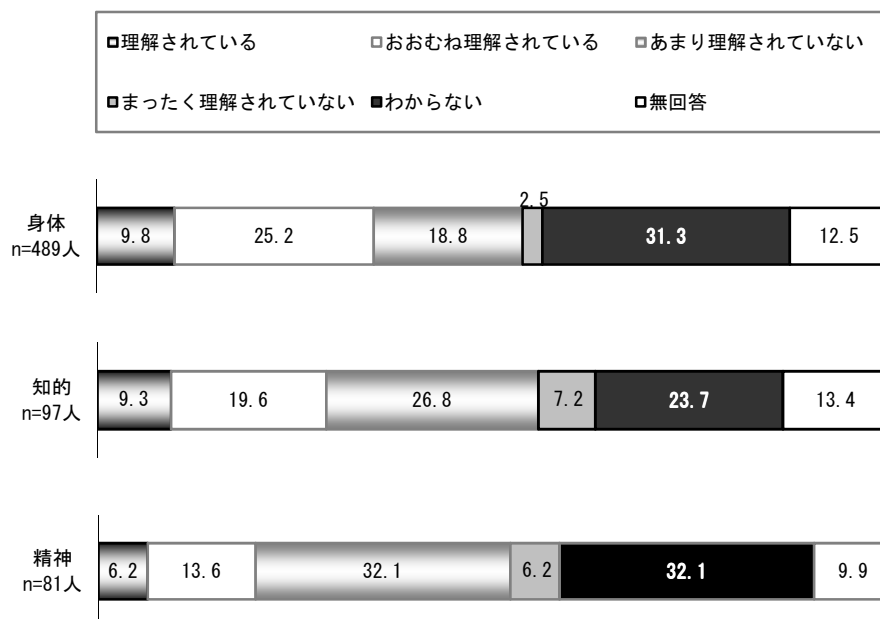
(身体・知的) 問33 障がい者に対する住民の理解度をどう考えますか。(〇は1つ)  
(精神) 問35

**身体** 障がい者に対する住民の理解度は「理解されている」9.8%、「おおむね理解されている」25.2%を合わせると4割近くなります。他方、「あまり理解されていない」18.8%、「まったく理解されていない」2.5%を合わせると2割強となります。

**知的** 障がい者に対する住民の理解度は「あまり理解されていない」26.8%、「まったく理解されていない」7.2%を合わせると3割を超え、「理解されている」9.3%、「おおむね理解されている」19.6%を合わせた3割弱を上回っています。

**精神** 障がい者に対する住民の理解度は「あまり理解されていない」32.1%、「まったく理解されていない」6.2%を合わせると4割近くとなり、「理解されている」6.2%、「おおむね理解されている」13.6%を合わせた2割弱を上回ります。

図8 障がい者に対する住民の理解度



(身体・知的) 問34  
(精神) 問36

障がいをもつ人が地域や社会に積極的に参加するために、特に大切なことは次のどれだと考えますか。

(○はあなたのお考えに最も近いものを2つまで)

**身体**

地域や社会に積極的に参加するために特に大切なことは「移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備する」28.8%が最も多くなっています。次いで「地域や社会が障がいや障がいをもつ人に対する理解を深める」26.2%、「障がい者本人や家族同士が協力しあう」24.1%、「障がいをもつ人が使いやすい施設を整備する」23.9%、「障がいをもつ人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やす」15.7%の順になり、「ボランティアをもっと育成する」は1割未満となっています。

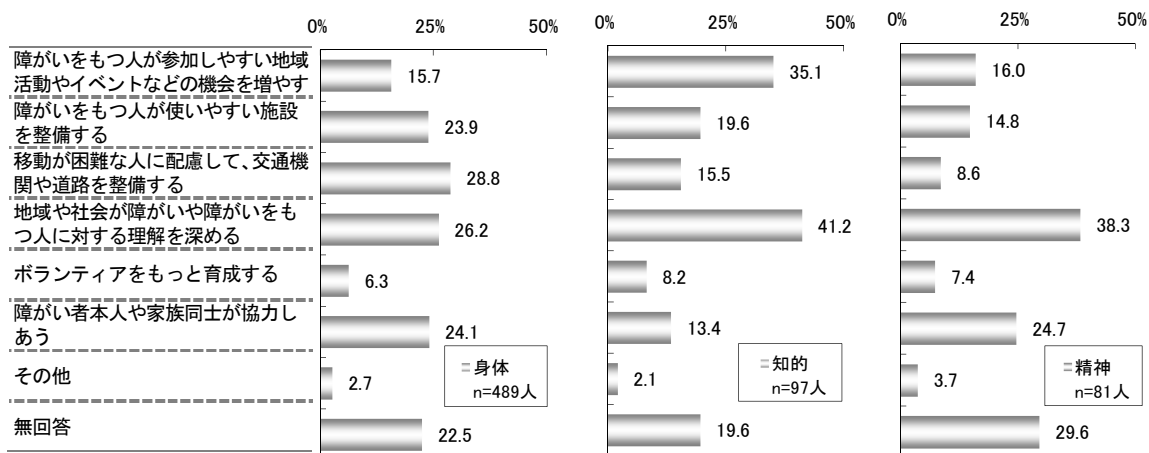
**知的**

地域や社会に積極的に参加するために特に大切なことは「地域や社会が障がいや障がいをもつ人に対する理解を深める」41.2%が最も多くなっています。次いで「障がいをもつ人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やす」35.1%、「障がいをもつ人が使いやすい施設を整備する」19.6%、「移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備する」15.5%、「障がい者本人や家族同士が協力しあう」13.4%の順になり、「ボランティアをもっと育成する」は1割未満となっています。

**精神**

地域や社会に積極的に参加するために特に大切なことは「地域や社会が障がいや障がいをもつ人に対する理解を深める」38.3%が最も多くなっています。次いで「障がい者本人や家族同士が協力しあう」24.7%、「障がいをもつ人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やす」16.0%、「障がいをもつ人が使いやすい施設を整備する」14.8%の順になり、「ボランティアをもっと育成する」は1割未満となっています。

図9 地域や社会に参加するために特に大切なこと



(身体・知的) 問40 (精神) 問42	障がい者が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取り組みは何ですか。(あてはまるものすべてに○)
-------------------------	--

### 身体

自立した地域生活を送るために重要な取り組みは「相談窓口や情報提供の充実」41.5%が最も多くなっています。次いで「段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備」31.7%、「日常の外出に必要な移動支援の充実」28.0%、「機能回復や地域生活に必要な訓練の充実」23.3%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」20.2%の順になり、その他項目は2割未満となっています。

### 知的

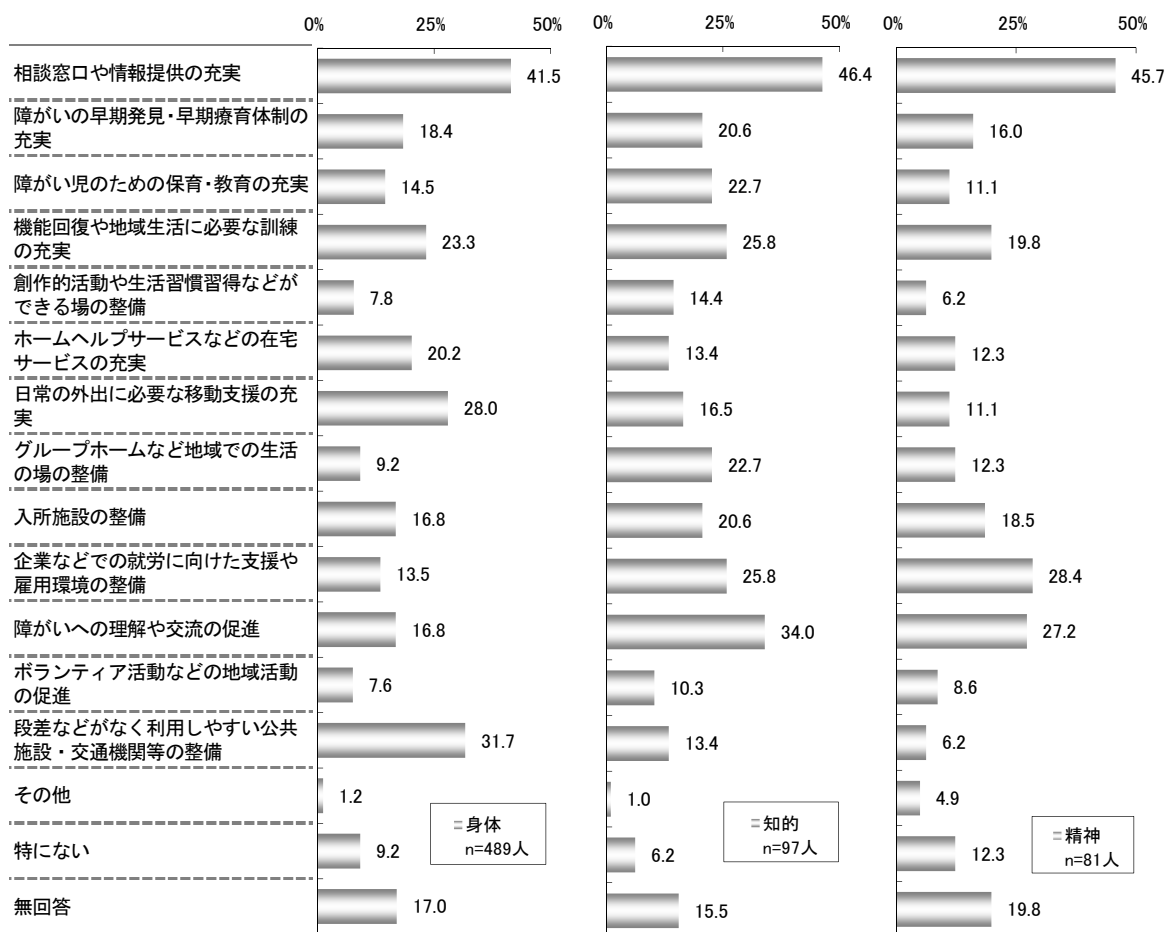
自立した地域生活を送るために重要な取り組みは「相談窓口や情報提供の充実」46.4%が最も多くなっています。次いで「障がいへの理解や交流の促進」34.0%、「機能回復や地域生活に必要な訓練の充実」「企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備」各25.8%、「障がい児のための保育・教育の充実」「グループホームなど地域での生活の場の整備」各22.7%、「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」「入所施設の整備」各20.6%の順になり、その他項目は2割未満となっています。

### 精神

自立した地域生活を送るために重要な取り組みは「相談窓口や情報提供の充実」45.7%が最も多くなっています。次いで「企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備」28.4%、「障がいへの理解や交流の促進」27.2%の順になり、その他項目は2割未満となっています。



図10 自立した地域生活を送るために重要な取り組み



## 2 用語の解説

### あ

#### 【オストメイト】 【オストメイト対応トイレ】

オストメイトとは、人工肛門や人工ぼうこう保有者を指し、オストメイト対応トイレは、排せつ物等の処理をしやすい機能を備えたトイレ。

### か

#### 【ケアマネジメント】

地域における障がい者の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、障がい者の状態・容態及び本人や家族の希望に応じて、保健・医療・福祉などの各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケア計画を作成し、継続的に援助を行うことをいう。

#### 【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障がい者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

#### 【公共職業安定所（ハローワーク）】

国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。

#### 【高次脳機能障がい】

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。その症状は多岐にわたり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴が出る。

### さ

#### 【災害時要援護者支援制度】

地震や風水害などの災害が発生した際に、家族などの援助が困難で何らかの助けを必要とする人（災害時要援護者）の中で、災害時での避難援護の支援をしてもらうための台帳（災害時要援護者登録台帳）整備を進め、地域内での普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを図ることを目的とする制度。

#### 【支援】

障がい者は庇護されるべき社会的弱者とみなすのではなく、本人の自立した自己決定を尊重し、本人らしさを発揮開花させるためのバックアップサポートをいう。

### 【重点施策実施5か年計画】

障害者基本計画の前期・後期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、重点的に取り組むべき課題についての施策、その数値目標及び達成期間等を定めた計画。

### 【障害者基本計画】

障害者基本法第11条の規定に基づき、政府、都道府県、市町村において障がい者の状況を踏まえ策定しなければならない基本的な計画。

### 【障害者基本法】（昭和45年法律第84号）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。平成23年（2011年）8月5日に第三次改正があり、法律の目的、障がい者の定義、基本的理念などが大幅に改正された。

### 【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）】 （平成23年法律第79号）

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障がい者の権利利益擁護を目的とした法律。平成24年（2012年）10月1日施行。

### 【障害者権利条約】

国連では、1970年代から障がい者の権利に関していくつもの宣言及び決議を採択してきたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではなく、平成18年（2006年）12月、障害者権利条約が第61回国連総会で採択された。平成19年（2007年）9月、日本は、条約への署名を行ない、現在、可能な限り早期の締結をめざして、国内法の整備を行っている。

### 【障害者差別禁止法】（仮称）

あらゆる分野における差別類型を明らかにしてこれを包括的に禁止し、また、これらの人権被害を受けた場合の救済などを目的とした「障害者差別禁止法」（仮称）の制定に向けた検討を進めることが示された。

### 【障害者自立支援法】（平成17年法律第123号）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がいのある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けることなどを目的に、平成17年11月に公布された法律。

年齢や障がい種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、障がい者が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、

地域社会にも貢献できる仕組みづくり、障がい者を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度をめざしている。

#### 【障害者職業センター】

障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を行う機関として位置づけられ、職業リハビリテーションの専門家として障害者職業カウンセラーが配置されている

#### 【障害者総合支援法】

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため講じられた新たな障害保健福祉施策。新たな方策としては、①障がい者の範囲が拡大。制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等が加わる。②障害支援区分の創設。従来の「障害程度区分」が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められる。③障がい者に対する支援として、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加。④サービス基盤の計画的整備が掲げられている。

#### 【自立】

必要な支援を駆使して自己の意思で（支援を活用した自己決定を含む。）主体的、自立的に社会生活を営み、自己実現を図ることをいう。

#### 【成年後見制度】

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなどの不利益から守る制度。

#### 【世界人権宣言】

昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択された。世界人権宣言は、前文と30の条文からなっている。

第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言している。第2条は、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。さらに、個人の属する国又は地域が独立国

---

であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づいていかなる差別もしてはならない。」としている。第3条から第21条までは、町民的、政治的基本権について、第22条からは経済的、社会的及び文化的権利などについてうたっている。

**た**

**【地域活動支援センター】**

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

**な**

**【内部障がい】**

内部障がいは内臓機能の障がいで、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいがある。

**【難病】**

厚生労働省が指定した特定疾患の通称。原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病としている。

**【ノーマライゼーション】 [normalization]**

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

**は**

**【発達障がい】**

発達障がいとは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

学習障がい（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。（平成11年7月の「学習障がい児に対する指導について（報告）」より抜粋）

注意欠陥多動性障がい（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。（平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋）

広汎性発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいをふくむもの。自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

## や

### 【ユニバーサルデザイン】

ユニバーサルデザインは、ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイス氏によって提唱され「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」とする概念で、原則1：だれにでも公平に利用できること、原則2：使う上で自由度が高いこと、原則3：使い方が簡単ですぐわかること、原則4：必要な情報がすぐに理解できること、原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること、原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの7原則となっており、バリアフリーが障がい者をデザイン対象として限定しているのとはスタンスが異なっている。（出典：発達障害情報センター 国立障害者リハビリテーションセンター）

## ら

### 【リハビリテーション】〔rehabilitation〕

心身に障がいを持つ人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立<sup>\*</sup>を促すために行われる専門的技術。

### 3 五戸町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、五戸町における障害者の福祉の増進を図るため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、五戸町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 五戸町障害者基本計画及び五戸町障害福祉計画等の作成、具体化に向けた協議
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から五戸町長（以下「町長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者福祉関係団体の代表者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障害者福祉施設関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

#### 4 五戸町地域自立支援協議会委員名簿

任期：平成24年12月3日～平成27年3月31日

	氏 名	所属団体名等	役 職
会 長	鳥谷部 志 郎	五戸町社会福祉協議会	会 長
副 会 長	金 澤 正 義	五戸町民生委員児童委員協議会	会 長
委 員	丹 忠 作	五戸町身体障害者福祉会	会 長
	中 村 龍 美	三戸郡地域生活支援センター	所 長
	大 西 一 男	生活・文化研究所	理事長





## 五戸町 第2次障がい者計画

発行日 平成25年3月

発行者 青森県五戸町 福祉保健課

住 所 〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

TEL 0178-62-2111 FAX 0178-62-2216